資料紹介:琉球政府文書における講和条約発効後の軍用地に関する文書

小野 百合子

はじめに

- 1 「軍用地問題」の経緯と背景
 - 1-1「軍用地問題」の経緯
 - 1-2「軍用地問題」の背景-割当土地と土地所有権認定
- 2 1952-56 年:講和条約の発効から布告 26 号まで
 - 2-1 布令 91 号 頓挫した "契約"
 - 2-2 布令 105 号ー講和条約発効前の軍用地料の支払い
 - 2-3 布令 109 号一強制収用
 - 2-4 布告 26 号一"黙契"
- 3 1957 年~: 布令 164 号から新土地政策まで
 - 3-1 布令 164号 "限定付土地保有権"の設定による一括払いの強行
 - 3-2 新土地政策と布令 20号
 - 3-3 布令 20 号にもとづく文書
 - 3-3-1 財産取得要求告知書
 - 3-3-2 基本賃貸借契約書
 - 3-3-3 総括賃貸借契約書
 - 3-3-4 収用宣告書
- 4 小括 一琉球政府文書のなかの軍用地に関する文書からわかること おわりに

はじめに

本稿は、沖縄県公文書館が所蔵する琉球政府文書のなかにある軍用地の契約や軍用地料の支払いに関する文書の概要を紹介するものである。沖縄戦とそれに続く米国統治下の沖縄では、米軍基地・施設として多くの土地が使用されてきた。こうした軍用地¹について、米軍は、土地の所有者と直接、賃貸借契約を結んで使用料を支払うのではなく、その役割を住民側の自治組織である琉球政府(1952-1972)に担わせていた。軍用地の所有者は、基本的には、琉球政府との間で賃貸借契約を結び、琉球政府が米国に転貸するかたちで、米軍はこれらの土地を使用した。また、軍用地の使用料は、米国が琉球政府に資金を預け、琉球政府から軍用地の所有者へと支払われていた。このため、琉球政府文書のなかには、軍用地の契約や使用料の支払いに関する文書が膨大に残されている。その大半は琉球政府文書デジタルアーカイブを通じてインターネット上でも見られるようになっており、これらの文書のさらなる利用を期すため、本稿では、琉球政府文書における軍用地の契約や使用料の支払いに関する文書のおおまかな見取図を描くことを目的とする。

[†] おの ゆりこ 公益財団法人沖縄県文化振興会 公文書管理課 公文書主任専門員

¹ 琉球政府文書では「軍用土地」や「軍使用土地」などとも呼ばれているが、本稿では「軍用地」に統一した。

沖縄における米軍による土地の使用・占有は、講和条約の発効までは戦時国際法にもとづくとされたが、講和条約の発効によって戦時から平時に移行すると、その法的な根拠が必要となった。以後は、琉球列島米国民政府(以下、USCARとする)が公布した布告・布令などによって軍用地の契約や使用料の支払いが行われていくことから、本稿では、講和条約発効後の軍用地に関する主な布告・布令の概要と、それらにもとづく軍用地の契約や収用、使用料の支払いに関する琉球政府文書を紹介していく。なお、対象とするのは、琉球政府法務局の土地業務課および軍用地関係事務所に分類される講和条約発効後の軍用地の契約や収用に関する文書で、なかでも布告・布令に直接紐づく文書とする。対象は限定されるが、これらの文書は同一タイトルのものが大量に残されており、その概要や関係性を把握できれば、戦後の沖縄において多くの土地が米軍によって使用・占有されていった、その具体的な過程や諸相を知ることができる。

まず第1章では、いわゆる「軍用地問題」の経緯を簡単に振り返る。そのうえで、第2章では、講和条約発効後に出された軍用地に関する最初の布令から 1956 年(昭和 31)のいわゆる「島ぐるみ闘争」までを、第3章では、それ以降、日本復帰まで継続する軍用地の契約・収用の根拠となった布令と、それらに紐づく文書をとりあげる。最後に第4章で、本稿で取り上げた琉球政府文書における軍用地の契約や使用料支払いに関する文書からわかることや今後の課題をまとめたい。

1「軍用地問題」の経緯と背景

1-1 「軍用地問題」の経緯

まず、「軍用地問題」のおおまかな流れを、琉球政府行政主席官房が 1959 年(昭和 34)6 月に発行した『軍用土地問題の経緯』 2 から追ってみたい。表 1 は、同書の冒頭におかれた「土地問題の経緯」の内容を時系列で抜粋したものである。なお、最小限の補足・訂正を除いて、同資料の表現をそのまま用いている。

表1「土地問題の経緯」

1945~	沖縄上陸以来、米国政府は多大の土地を使用
1952.4	対日平和条約の発効によって、米国政府は新しい土地使用の法律上の根拠を必要とする
1952.11	布令91号公布。それを根拠に沖縄の土地を使用したが、契約に支障が多く困難をきたす
1953.4	布令 109 号公布。強制的に住民の土地を使用、収用
1954.3	オグデン副長官が軍用地使用料は一括払いにするとの方針を発表。住民はただちに反対の意志 表示。土地問題は全住民の一大関心事となり、立法院をはじめ、全住民が一括払い阻止の運動 を展開
1955.5	ワシントンに代表団を派遣。米国下院軍事委員会で土地問題ならびに琉球側の基本態度として 示した四原則について証言
1955.10	米国軍用地調査団(プライス調査団)の派遣。現地において軍用地の状況をつぶさに視察
1956.6	プライス勧告が住民の期待を裏切り一括払い、新規接収は続行。代表団をはじめ住民を失望させる
1956.9	琉球政府法務局長の起草による「プライス勧告に対する反論」を出す。行政府、立法院、市町村長会、市町村議会議長会が連日開かれ、プライス勧告拒否の立場を堅持。各市町村においても「軍用地四原則貫徹住民大会」が開かれ、島ぐるみ闘争へと発展。
1957.1	レムニッツァ民政長官が新規接収、一括払いは軍用土地問題に対する米国の最終方針である旨 を発表。住民をますます混乱におとし入れる
1957.2	布令 164 号公布。限定付土地保有権の告知書が各市町村に送付される。那覇港湾地域、本島 12 カ市町村にわたるナイキ基地などが定期賃借権から「限定付土地保有権」に改訂される

² 琉球政府行政主席官房情報課『軍用土地問題の経緯』(G80001320B)沖縄県公文書館所蔵

1958.3	第4回立法院議員総選挙を迎え、各党は土地問題の解決を住民に強く訴える
1958.4	ムーア高等弁務官は「土地収用計画について現在ワシントン政府当局で再検討がなされている」 とのメッセージを発表
1958.5-7	5月、米国陸軍長官が沖縄の諸問題を討議するための住民代表招へい。7月、ワシントンにおける正式会議。最終的には高等弁務官との現地折衝で解決するとの共同声明の発表にこぎつける
1958.8-11	高等弁務官と沖縄側代表との軍用地問題現地折衝正式会議の結果、琉球の土地政策に関する重要点に、米琉双方の完全な一致を見て、難航した土地問題は5年有余にして栄光ある妥結を見た

この『軍用土地問題の経緯』の「序」には、「1954年3月、オグデン副長官より、軍使用土地の使用料は、一括払いにするとの方針が発表されて以来、5年を経た今日、全住民注視の的となつていた、軍用土地問題も、数度の代表団派遣と回を重ねた現地折衝の結果、漸く米、琉双方の意見が一致、共同声明が発表されて、円満な解決ができました」と記されており、1954年(昭和29)の USCAR による一括払い方針の発表を「軍用地問題」の一つの画期とし、1958年秋の現地折衝において「円満な解決」をみたとの認識が示されている。また、沖縄県知事公室基地対策課が2018年(平成30)に発行した『沖縄の米軍基地』では、1958年(昭和33)秋の現地折衝の結果、「懸案事項の解決についての具体策が合意され」、新土地政策3として実施に移されていったとしたうえで、「軍用地問題」が完全に解決したわけではないが、「これらの新土地政策が実施されたことによって、『島ぐるみ闘争』は終結することになった」とされている4。本稿では、「軍用地問題」や「島ぐるみ闘争」の定義や期間を厳密に定めることはしないものの、「軍用地問題」や「島ぐるみ闘争」のいちおうの「解決」、「終結」として琉球政府や沖縄県が位置づける新土地政策の実施までをみていくこととする。

1-2 「軍用地問題」の背景 -割当土地と土地所有権認定

次に、「軍用地問題」の背景を簡単におさえておきたい。沖縄戦以降、米軍が軍用地として囲い込んだ沖縄の土地は、陸地総面積の 12.7%にあたる 4 万エーカーで、その 4 割超が農地であった。これは農地総面積の約 17%にあたり、しかも平坦で肥沃な土地が多かった。当時の沖縄経済の主体は農業で、総戸数の過半数は農家であったが、所有する土地が軍用地となって立退かされた人々は、農業の継続が難しく、他の職業に転ずることも容易ではなかったことから生活は苦境に陥った。軍用地とされたために土地を失ったのは約 4 万戸、立退きを余儀なくされたのは約 1 万 2 千戸といわれており、「元来は農民であつて、農業外労働に対する適応性と、競争力の劣つている軍用地々主世帯においては、かなりの完全失業又は潜在失業者がおるものと推定され、就業しているものでも多くは賃金が安く、しかも不安定で他人によつて補充され易い低級職にしかついていない」という状況が生じた。

さらに、軍用地の所有者がおかれた苦しい立場について、割当土地、土地所有権認定という2点から補足しておきたい。割当土地とは、沖縄戦後、自分の土地に戻れない人々に対して、米軍や市町村長などが土地を割り当て、無償で使用させていたものである⁶。所有する土地が軍用地にとられて

³ この 1958 年秋の現地折衝における合意にもとづく軍用地政策は、「新土地計画」、「新土地補償計画」などと呼ばれることもあるが、本稿では「新土地政策」に統一する。

 $^{^4}$ 沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍基地(平成 30 年 12 月)』(沖縄県知事公室基地対策課、2018 年)p.3

⁵ 前掲『軍用土地問題の経緯』pp.3-4

⁶ 割当土地については、土地連三十周年記念誌編集委員会編『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』(沖縄県軍用 地等地主会連合会 1989) pp.22-32 を参照。

戻れなかった人々は、割当土地という他人が所有する土地で生活せざるをえなかった。他方で、沖縄群島の土地に関する公図や公簿の大半が沖縄戦で失われたため、1946年(昭和 21)2 月 28 日、海軍軍政府指令第 121 号「土地所有権関係資料収集に関する件」が公布され、土地の所有権を確認する作業が開始された。1950年(昭和 25)4 月 14 日公布の軍政府特別布告第 36 号「土地所有権証明」で、土地所有権証明書を発行する手続きが定められ、作成された証明書は 1951年(昭和 26)3 月 1日から 30 日間、一般縦覧された後、4 月 1 日付で交付された。

土地所有権の認定が行われると、所有者と使用者が一致していない割当土地において、割当土地の使用者の立場で生活していた軍用地の所有者は、いっそう不利な立場に追いやられた。割当土地の所有者から立退きを迫られたり、賃借料を要求されたりするケースが相次いだためである。USCARは1951年(昭和26)4月16日に米国民政府特別布告第4号「土地所有権」を公布し、暫定的に割当土地の使用者を保護すると同時に、沖縄群島政府に割当土地をめぐる紛争を解決する条例の制定を指示した7。同年9月28日、沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例が公布され、「現在所有者以外の者が占有し、且つ所有者の法律上の承諾もなく保有しておる土地」、つまり割当土地について、「土地所有者と土地使用者とは、1951年4月1日をもって公共、住居又は農耕を目的とした割当土地の賃貸借の契約を締結したものとみなす」こととした8。

このように、いったん割当土地の使用者が割当土地の使用を継続できるよう保護されたものの、他人の土地で生活せざるをえないという不安定で肩身のせまい状況に変わりはなかった。また、軍用地以外の土地については、土地所有権の認定後、他人に貸して賃借料を得たり、売却したりすることもできたが、軍用地の所有者は、自らの土地に対するこうした権利を行使できないばかりか、自らの土地に対する使用料が米軍から支払われていないにもかかわらず、他人の土地を借りる場合には、高額な借賃を払わなければならなかった。さらに、土地所有権認定後には、土地を接収された場合の立退き先の確保も困難になった。それまでのように市町村長が土地を割り当てることができず、立退き先が決定して移動したとしても、借地料の支払いに悩まされることになった。米軍による立退き補償は十分ではなく、それ以上の経費は立退き者が負担しなければならなかった。

広大な土地が軍用地となった戦後の沖縄では、自らの土地に戻れない軍用地所有者の移動先を割当土地というかたちで確保したが、1951年(昭和26)4月の土地所有権の認定により、所有者と使用者とが一致しない割当土地制度の矛盾が顕著となった。軍用地の所有者、すなわち割当土地の使用者は、より不安定かつ不利な立場となり、1951年以降、軍用地に対する適正な使用料の支払いを求める機運が高まっていった。

以上、「軍用地問題」の経緯と背景を簡単に概観した。第2章からは、本稿の主題である講和条約発効の軍用地に関する主な布告・布令の内容と、それを根拠に行われた軍用地の契約や使用料の支払いをめぐる琉球政府文書をみていく。

^{7「}土地所有権」(1951年4月16日米国民政府特別布告第4号)

 $^{^8}$ 「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例」(1951 年 9 月 28 日条例第 55 号)

⁹ 土地所有権認定と割当土地については、前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』、pp.46-51 参照。同書では、 軍用地主として「軍用地問題」を早くから提起した桑江朝幸の活動を取り上げている。大工であった桑江の父は苦 労して一町歩の地主になったが、その土地が軍用地としてとられてしまう。借家、借地暮らしを強いられていたが、 桑江がいた越来村においても、割当土地について家賃や土地料を要求して当然という空気になってきたことから、 桑江は軍用地に対する地料支払い、割当土地の借地料免除、宅地・田畑の保証という3点の請求事項を掲げて、陳 情のための署名運動を開始し、1951年後半以降、米軍や沖縄群島議会に対する陳情運動を展開していく。

2 1952-56年:講和条約の発効から布告 26号まで

講和条約の発効で占領状態が終結したことにより、それまで占領の名のもとに沖縄の土地を使用していた米軍は、そのための法的な根拠を必要とするようになった。第2章では、いわゆる「島ぐるみ闘争」までの動きをみていきたい。

2-1 布令 91 号 一頓挫した"契約"

講和条約の発効からおよそ半年後の1952年(昭和27)11月1日、米国民政府布令第91号「契約権」(以下、「布令91号」と略記)が公布された。施行は同年8月1日で、「米国政府の必要とする土地及び財産を所有並びに占有を有効ならしめる」ため、「1950年7月1日以降占有してきた財産の民間所有者に対する補償金の支払い」について定めたものである。米国政府と琉球政府は、「琉球政府の任務とこれに対する補償に関して、ここに契約書DA92-320-FEC-148の契約を締結する」とし、この契約における琉球政府の任務は、「米国政府の取得すべき土地の法律上の所有者の決定、土地貸借についての地主との交渉、地主と琉球政府間の借地契約書の作成とその実施、琉球列島米国民政府から受領する金額の受領証発行、琉球政府から米国政府へ転貸する契約とその実施、及び以後の年間土地使用料の支払いをなすこと」とされた10。

琉球政府が軍用地の所有者と交渉して「借地契約」を行い、その土地を琉球政府から米国政府へ転貸し、所有者には USCAR の資金で年間土地使用料を支払うというかたちであったが、この布令 91 号による契約に応じる軍用地の所有者はほとんどいなかった。契約期間の長さと使用料の低廉さが、その理由とされている。「契約期間は、1950 年 7 月 1 日から 20 年間、使用料は、坪当たり 1 円 8 銭ときめられていた。ところが、土地所有者のうち、布令第 91 号に基づいて契約を結んだものは、土地所有者全体のわずか 2%弱であつた。契約期間が 20 年という長さだつたこと、使用料が驚くほど低かつたことが、契約拒否の主な原因であつた」 11 。

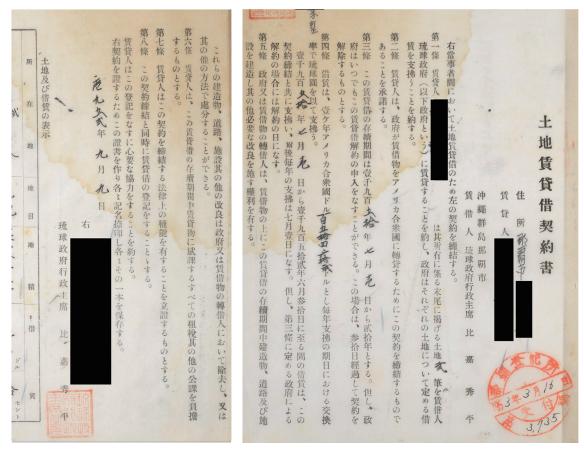
布令 91 号による契約はごくわずかであったが、琉球政府文書のなかにその賃貸借契約書が残されている 12 。例えば、1952 年(昭和 27)9月9日付の那覇市の土地2筆の土地賃貸借契約書がある(図1)。契約書の第1条では、賃貸人は土地2筆を賃借人である琉球政府に賃貸し、琉球政府は「それぞれの土地について定める借賃を支払う」こと、第2条で、賃貸人は琉球政府が米国に転貸するためにこの契約を締結することを承諾すること、第3条では賃貸借契約の存続期間、第4条では、1950年(昭和 25)7月1日から1952年(昭和 27)6月30日までの借賃は契約締結時に支払い、以後の支払いは毎年7月1日に行うことが記されている。なお、土地の年間借賃という場合、米国の会計年度である前年7月1日から当年6月30日までを指す。

 $^{^{10}}$ 「契約権」(1952年11月1日米国民政府布令第91号)

¹¹ 琉球政府法務局『軍用地問題の経緯 1967年01月』(0000035085) 沖縄県公文書館所蔵、p.1

¹² 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地の賃貸借契約及び 地上物件補償に関する書類」に含まれている。なお、以下、各資料の有無について記す場合、それは「沖縄県公文 書館が所蔵する琉球政府文書のなかに現時点で存在が確認できる/できない」ことを意味するものとする。

図1 布令91号にもとづく土地賃貸借契約書



『土地賃貸借契約書 那覇市リスト 042』(R00049164B) 4-5頁

布令 91 号に関連する文書としては、「土地賃貸借契約書」のほかに、「賃借権設定登記嘱託書」がある¹³。このなかには、所有する土地について琉球政府と賃貸借契約を締結したため、賃借権設定登記を行うための賃借権設定登記嘱託書と、そのことについての承諾書である登記承諾書が含まれている。

2-2 布令 105 号 — 講和条約発効前の軍用地料の支払い

布令91号による契約が進まないなか、1953年(昭和28)3月23日、米国民政府布令第105号「1950年7月1日から1952年4月27日に至るまで米国政府によって使用された琉球人私有地の賃貸契約の締結および借地料支払の履行権限」(以下、「布令105号」と略記)が公布され、土地の使用料支払いの最大遡及日である1950年(昭和25)7月1日から講和条約発効までの使用料が支払われた。布令105号は、「米国政府代行機関の要求により、所有主が立退いた土地」に対して、この期間の「借地料」を支払うことにUSCARは同意するとはじまる(第1条)。そして、「米国政府が直接に、且つ、個人的に関係土地所有主と折衝することは不可能である」ため(第2条)、「琉球政府行政府は、所要の処置を執るために、特別の地位と権限を与えられる」(第3条)とした。琉球政府行政主席は、土地の「所有主」の代行者として、「該所有主の土地の使用及び借地料支払に関し、該使用主と米国政府間の土地賃貸契約を締結」する。米国政府は「財産表」を作成して行政主席へ引き渡し、この「財

¹⁸ 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地及び地上物件所有者 の登記に関する書類」にある。例えば、『賃借権設定登記嘱託書 那覇市』(R00050765B) など。

産表」にしたがって「割当借地料の支払い」が行われることになった (第4条) 14 。

琉球政府行政主席官房が 1953 年(昭和 28)6月5日に発行した『情報特集 第 24 号』には、布令 105 号が公布され、「講和発効前日までの軍使用土地 19万筆の賃貸料を 6 ヶ月間に支払を完了させなければならない。その間の賃貸料支払事務の一切の経費は軍負担とすることに決めてあり、それに要する職員(定員外定員)50 名に増員する申請をなし事務の完璧を期しつつある」と記されている 15 。また、同じく琉球政府行政主席官房が編集発行した『琉球要覧 1959 \sim 60 年度』には、布令 105 号にもとづく講和条約発効前までの土地使用料は、「単に所有権証明書に基づいて支払が行なわれたため、予想以上の成果を上げることが出来た」とある 16 。この講和条約発効前の土地使用料の支払いについて、琉球政府文書のなかには「布令 105 号領収証」が約 500 冊あり 17 、表紙には、「布令 105 号軍用地料」のスタンプが押されている(図 2)。「領収書」(Receipt)は琉球政府行政主席宛てとなっており、「米国政府から支払われる軍使用土地賃借料(自 1950 年 7 月 1 日至 1952 年 4 月 27 日)として下記の分は、確かに受取りました」とあって、地番ごとの使用料が記されている(図 3)。

図2 布令105号にもとづく領収書が綴られた簿冊

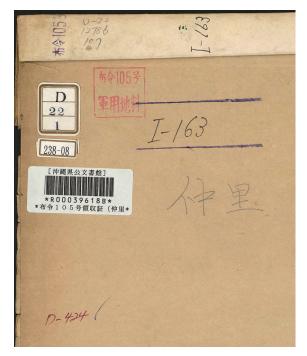


図3 布令105号にもとづく領収書



『布令105号領収証 仲里村 I-163』(R00039618B) 2-3頁

しかし、軍用地の所有者にとって、布令 105 号による講和条約発効前までの土地使用料の支払いは、「誰がいい伝えたか涙金、同情金という言葉でいわれ軍用地所有者にはその本質を知らせる事なく単になんらの権利上の拘束や契約もなく行われる見舞金という意味で受領した」、「その為に軍用地所有者はその意志とは全く反対の契約を自らなしたような状態に追い込まれてしまつた。すなわち題目に

 $^{^{14}}$ 「1950 年 7 月 1 日から 1952 年 4 月 27 日に至るまで米国政府によって使用された琉球人私有地の賃貸契約の締結 および借地料支払の履行権限」(1953 年 3 月 23 日米国民政府布令第 105 号)

 $^{^{15}}$ 琉球政府行政主席官房『情報 1952 年 12 月以降』(R00085423B)沖縄県公文書館所蔵

 $^{^{16}}$ 琉球政府行政主席官房情報課『琉球要覧 $1959\sim60$ 年度』 (1960 年)p. 政 31

¹⁷ 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 出納課のシリーズ「軍使用土地の借賃等受託金の受払い及び保管に関する書類」に含まれている。

はつきりと明示されている。賃貸契約締結を承認したものと、米国側は決めてしまつた」というものだった¹⁸。布令 105 号は、1950 年(昭和 25)7月1日から講和条約発効前までの「土地の使用及び借地料支払」について、琉球政府行政主席が代行者となって所有者と米国政府との間で賃貸契約を締結するとしており、使用料の支払いは賃貸借契約とセットになっていたが、軍用地の所有者は、「権利上の拘束や契約」をともなわない「見舞金という意味で受領し」、結果として「賃貸契約締結を承認した」ものとされてしまったのである。

2-3 布令 109 号 -強制収用

1953年(昭和 28)4月3日、米国民政府布令第 109号「土地収用令」(以下、「布令 109号」と略記)が公布された。「布令第 91号による契約方式によつては、必要な土地を取得することが困難になつた」ことから、布令 109号によって「契約に応じない地主の土地を強制収用できるようにした」のである 19 。本来、布令 109号は「既接収地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設、強化が進められていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接収のみに適用」された 20 。4月10日には、真和志村字安謝、銘苅などの一帯に収用令第1号が通告され、土地明け渡し命令が発せられ、翌 11日早朝、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより次々と農地が接収された 21 。同年12月5日には、小禄村字具志で武装兵と住民との紛争が起きたほか、宜野湾村伊佐浜や伊江村真謝などでも住民の抵抗にもかかわらず土地収用が行なわれた 22 。布令 109号によるこうした強権的な土地収用は、しばしば「銃剣とブルドーザー」と形容される。

布令 109 号によって、所有者が契約に応じない土地の権利を米国が強制的に取得する制度ができたことで、軍用地をめぐる状況は、沖縄社会全体の「問題」として顕在化していく。布令 109 号は、「住民にとっては飛び火のようなものであった。いつ、どこに飛んでくるかわからないということで住民はこの問題におびえ、抗議の声も全住民のものになっていった。もう一部地主だけの問題ではなくなったのである。立法院や各政党も同問題を最重要とするようになった」²³。琉球立法院による 1953 年(昭和 28)5月5日の決議には、「琉球住民の所有土地2万6千エーカーが既に軍事基地の犠牲となり該土地に対する適正妥当な賠償も未だ根本的に解決を見ない矢先、突如として布令第109号の公布により軍用地拡張のため強制立退と土地収用宣告をみるに至つたことは琉米の親善協力に一大障害を招来し誠に遺憾」とある²⁴。

布令 109 号は、前文で、「米国が琉球列島においてその責任を遂行するために必要な土地の権利の 取得及びそれに対する正当補償に関する手続きを定める」とし、第2条で、土地やそのほかの不動 産の取得について、「所有者との協議で意見一致をみることができないことが確定したとき」、「当該

¹⁸ 琉球政府文教局研究調査課『琉球史料 第 4 集 社会編 1 < 復刻 > 』(那覇出版社、1988 年) p.306

¹⁹ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.1

 $^{^{20}}$ 前掲『沖縄の米軍基地(平成 30 年 12 月)』p.2

 $^{^{21}}$ 前掲『沖縄の米軍基地(平成 30 年 12 月)』によると、真和志村の安謝、銘苅などの一帯について、USCAR は 1952 年 10 月 16 日に収用通告を発したが、琉球立法院はこのような収用権原はないと主張した。そこで USCAR は、布令 109 号にもとづいて 1953 年 4 月 10 日に収用を通告し、翌 11 日の早朝に農地を接収した。この例からもわかるように、布令 109 号の公布前でも、米軍は強制的に住民を立退かせてその土地を使用していたが、布令 109 号によって、米国が使用する土地の権利を強制的に取得する法的根拠ができ、またその手続きが定められたといえよう。

 $^{^{22}}$ 前掲『沖縄の米軍基地(平成 30 年 12 月)』p.2、前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』pp.56-61

²³ 前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』p.61

 $^{^{24}}$ 「琉球における米国軍使用地に関する決議」『第 3 回定例会 琉球立法院会議録』第 6 号(1953 年 8 月 25 日)p.7

土地又は不動産の所有者に対し、収用の告知をなす」としている。収用の告知には、「当該財産の識別、取得さるべき権利及びそのための権限」と「該財産の評定価格及び正当補償の認定金額」が記載される。所有者が土地の権利を「譲渡」せず、収用の告知後30日が経過すると、「民政副長官は直ちに正式の収用宣告書を当該管轄登記所に提出して登記させ、且つ、該権利に対する正当補償金として沖縄工兵管区の地区工兵隊によつて決定された金額を琉球銀行に供託させる」。また、収用の告知後、「権利を取得するまでの間に、土地又は不動産を使用し占有する緊急の必要があると認める時は、民政副長官は該地区からの立退命令を発する」ことができた。

第2条では、収用の告知に対して、土地の所有者は 30 日以内に文書で民政副長官に訴願できるが、この訴願は「正当補償に関する争点のみを決定するもの」で、訴願によって「米国は収用宣告の権利を阻止されない」ともされている。そして第 3 条では、琉球列島米国土地収用委員会を設置し、その委員は民政副長官が任命することが記されている 25 。すなわち、布令 109 号によっていったん収用の告知がなされると、補償の額については訴願の道が残されているもの、その土地は必ず収用されてしまうのであり、まさに「強制収用」であった。

この布令 109 号による土地の収用に関する文書には、「収用告知書 布令 109 号」(英文は Notice of Intent to Acquire Property)と「収用宣告書 布令 109 号」(英文は Declaration of Taking)がある(図 4・5)²⁶。

図4 布令109号にもとづく収用告知書

NOTICE OF INTENT
TO
ACQUIRE PROPERTY
NO. 1- A
(CA ORDINANCE NO.109)

『収用告知書 布令109号 那覇市 0001-A』 (R00035361B) 2頁

図5 布令109号にもとづく収用宣告書

DECLARATION OF TAKING
NO. 5
(CA ORDINANCE NO. 109)

地料支払賠償支払

『収用宣告書 布令109号 読谷村 コザ市 DT-005 地料支払 賠償裁決』(R00048854B) 2頁

収用告知書は断片的にごくわずかしかないため、収用宣告書のなかから、読谷村に対して出された 収用宣告書第5号(文書では「収用令第5号」と記されている)をみてみよう。「極東軍総司令官 に 依 リ 附 与 セラレタ 権限 二 依 リ 琉球軍司令官 ハ、添付書類 二 詳述 セラレター 定不動産 ハ米合衆国ノ沖縄 二 於ケルー層ノ使命達成ノタメ必要デアルコトヲ決定シタ」とはじまっている。続けて、1955年(昭和30)4月19日付の告知書第5号で不動産の所有者は予告通知を受けているとしたうえで、この

²⁵ 「土地収用令」(1953年4月3日米国民政府布令第109号)

²⁶ 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地の収用に関する書類」に含まれる資料タイトルが「収用告知書 布令 109 号」および「収用宣告書 布令 109 号」からはじまる簿冊である。後者の「収用宣告書 布令 109 号」は、現時点で、第 1 号から途中欠号も含みながら第 28 号まで、各号の改訂も含めて約 80 冊ある。Declaration of Taking の略である「DT」に続く 3 桁の数字が収用宣告書の番号を、その後にハイフンで続く数字が改訂の番号である。ただし、もととなる収用宣告書がなく、改訂のみが所蔵されている号もある。例えば、布令 109 号による初めての強制収用となった真和志村字安謝や銘苅(当時)についての収用宣告書第 1 号は、もとの収用宣告書がなく改訂のみがある。

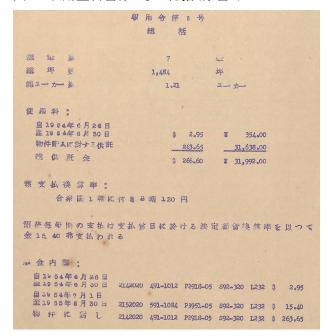
収用令第5号を5月19日に胡座登記所に提出すること、添書に示された「不動産ノ借地権即チ使用占有権」が、1954年(昭和29)6月26日から6月30日までの期間、米国に与えられること、米国から解消予告がない限り、「土地ノ借地権ハ別段ノ通知ナシニ各年ニ亘リ効力ヲ有シ、又各年明細ノ使用料支払ニ要スル充分ナ予算ガ得ラレ」ることなどが記されている(図6)。布令109号で、収用宣告書を管轄登記所に提出して登記させ、正当補償金として地区工兵管区が決定した金額を琉球銀行に供託すると定められたとおりである。

収用宣告書が対象とする不動産などの財産は、添書 A と添書 B に示されている。まず、「総括」(添書 A)には、読谷村の楚辺、吉川原の 7 筆、1,484 坪(1.21 エーカー)に対する使用料として、 1954 年(昭和 29)6月 26 日から 6 月 30 日までが 2.95 ドル、同年 7 月 1 日から翌 55 年 6 月 30 日までと、以後の年間使用料が 15.40 ドルとあり、これに地番ごとの坪数と使用料のリストが続く。また、「物件購入に対する供託」が 263.65 ドルとある(図 7)。これは収用地の「作物に対する支払」で、被害作物の坪数と作物名(さつまいも)のリストも付されている。添書 B は収用エリアの地図で、読谷村と読谷村字楚辺吉川原の各地図に「AREA TAKEN 使用地」が斜線で書き込まれている²⁷。

図6 布令109号にもとづく収用宣告書第5号

加州桑港魚村 第三三一 \$ 事事便局 **地区工兵官室** 収用令第5号 恆東軍総司令官二依り附与セラレタ指限二依り 猫珠軍司 今官ハ,蘇附整類二難述セラレタ一定不動産ハ米合衆国ノ 沖繩二於ケル一層ノ伸命證成ノタメ必要デアルコトヲ決定 年 4 月 19 日附告知警练 5 号 / 提出二依 ツテ闘級不動産ノ法定所有者ハ合衆闘琉球民政府及ビ琉球 政府役入ヲ経テ設告通知ヲ受ケテイル 依ツテ爰ニ 1953年11月3日財給能委任状(琉球政府ニ副 太決附務)ニョリが越州島剛耳守二族ツテ本官ニ年ヘラレ 夕栉陽 梅 的 三 滋 キ 又 1953年4月3日 附土 動取 用 今二 闘スル 民政布令第 109 号ノ規定二従ヒ 本収用令ヲ以下ニ示ス日附 ニテ琉球列島沖經 胡差 登記所ニ 提出スル 又コ、二添哲"A"二記述サレ添智"B"二境界付ケラレタ不 動建ノ借地福甸テ使用占有紀ガ自1954年6月26日至1954年6月 30日 ノ期間ニ對シ米合衆国ニ与ヘラレル 但シ之ハ米合衆国二次リ智面ニテ 60日ノ解消滅告ノナイ版 り記述ノ土地ノ借地沿へ別段ノ通知ナシニ各年ニ耳り効力 ヲ有シ,又各年明維ノ使用料支払ニ要スル充分ナ予算が得 ラレ晃二世ノ借地指ハ如何ナルコトガアツテモ1974年6月30日

図7 収用宣告書第5号の総括(添書A)

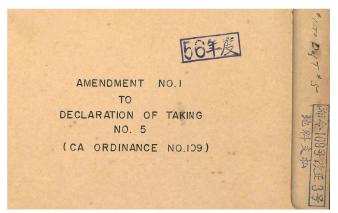


『収用宣告書 布令109号 読谷村 コザ市 DT-005 地料支払 賠償裁決』(R00048854B) 4、8頁

布令 109 号にもとづく収用宣告書の多くは、一つの号に対して複数の改訂(Amendment)がなされており、収用宣告書第 5 号の場合、改訂第 1 号と改訂第 2 号がある。1956 年(昭和 31)6 月 27 日付の改訂第 1 号は、表紙に「56 年度」、インデックス部分に「布令 109 号改正 3 号」のスタンプが押されている。また、1957 年(昭和 32)4 月 19 日付の改訂第 2 号は、表紙に「収用委員会裁決」のスタンプがある(図 $8\cdot 9$)。

 $^{^{27}}$ 対象となる不動産などの財産を添書 A と添書 B で示す方法は、以後の布告・布令にもとづく文書でも共通している。添書 A は、土地の総筆数、総坪数、総エーカー数、使用料、総供託金などが記された「Recapitulation」と各不動産などの地番ごとのリストで、添書 B は対象となる不動産が位置する市町村及び字の地図である。なお、収用宣告書第 5 号では添書 A の「Recapitulation」を「総括」と訳しているが、「概括」の訳が当てられることの方が多い。

図8 「56年度」「布令109号改正3号」のスタンプ がある収用宣告書第5号の改訂第1号



『収用宣告書 布令109号 読谷村 コザ市 DT-005-01 改正3号 地料支払』(R00048855B) 2頁

図9 「収用委員会裁決」のスタンプがある 収用宣告書第5号の改訂第2号



『収用宣告書 布令109号 読谷村 コザ市 DT-005-02 収用委員会裁決』(R00048856B) 2頁

改訂第 1 号の冒頭には、「収用令第 5 号に含まれる土地の全有権者」に宛てた「収用令第 5 号改訂第 1 号提出通知書」がある(図 10)。1956 年(昭和 31)6 月 27 日に収用令第 5 号改訂第 1 号を胡座登記所に提出、登記したことを通知し、「本改訂に依り沖縄工兵地区のなした該収用令に含む全ての土地に就いての 1955 年 7 月 1 日現在に於る再評価並びに同地に関する正式な(登記所の)記録に就いての再調査に従い一定の改正若しくは修正をします」と記されている。1955 年(昭和 30)7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの使用料は 35 ドルとなっており(図 11)、当初の収用宣告書第 5 号における年間使用料 15.40 ドルの 2 倍以上となった。

図10 収用宣告書第5号改訂第1号の提出通知書

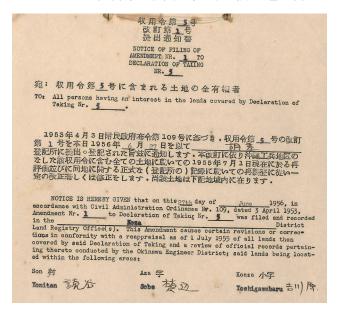
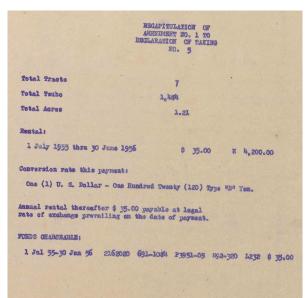


図11 収用宣告書第5号改訂第1号の概括(添書A)



『収用宣告書 布令109号 読谷村 コザ市 DT-005-01 改正3号 地料支払』(R00048855B) 4、8頁

「収用委員会裁決」のスタンプがある収用宣告書第5号の改訂第2号は、布令109号第3条で設置された琉球列島米国土地収用委員会に訴願がなされ、1954年(昭和29)6月26日から翌年6月

30 日までの最終的な土地の使用料が決定したものだろう。この期間の使用料は、当初の収用宣告書第 5 号では 18.35 ドル(2.95 ドル+ 15.40 ドル)となっていたが、これに 26.45 ドルが追加されて 44.80 ドルとなっている。

表2	布会109号にまと	・づく収田官告	建第5号 改訂	T第1号 改訂領	第2号の賃借料の変遷	į
1114		・ノト松川旦に	一百かりり、以口	」カーク、以口ン	カムケリノ貝 旧イリノ久足	ž.

番号	日 付	筆	坪/エーカー	賃借料	期間
DT-005	1955/05/19	7	1,484 / 1.21	\$ 2.95	1954/06/26-1954/06/30
				\$ 15.40	1954/07/01-1955/06/30
DT-005-001	1956/06/27	7	1,484 / 1.21	\$ 35.00	1955/07/01-1956/06/30
DT-005-002	1957/04/19	7	1,484 / 1.21	\$ 2.95+15.40= \$ 18.35	1954/06/26-1955/06/30
				追加 \$ 26.45 計 \$ 44.80	

収用宣告書第5号にかぎらず、一つの収用宣告書(収用令)に対する改訂は、「56年度」および「布令109号改正3号」のスタンプが押されたものとがあるケースが多い。「56年度」および「布令109号改正3号」のスタンプがある改訂は、1956年(昭和31)7月10日に布令109号の改正第3号が公布され(ただし、1953年4月3日から効力を発するとされた)、その第3条で「沖縄管区工兵隊長は、賃借不動産物権を取得した場合は、適正賃借補償の標準を維持するために、適当な期間を定めて新規に当該賃借土地の評価を行い、収用宣告書を適当に改正して、以後の賃借補償を調整することができる」と定められていることと関連していると考えられる。多くの収用宣告書では、これにともなって1956会計年度以降、賃借料の改正(増額)が行われたようである。また、「収用委員会裁決」とある改訂は、琉球列島米国土地収用委員会に訴願がなされたもので、大半の収用宣告書に対して訴願がなされたことがわかる²⁸。

なお、布令 109 号によって収用された土地について、所有者と琉球政府との間で結ばれた賃貸借契約が、前項でみた「土地賃貸借契約書」のなかに一部含まれている 29 。

2-4 布告 26 号 - "黙契"

1953年(昭和28)12月5日、米国民政府布告第26号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(以下、「布告26号」と略記)が公布された。これは、「対日平和条約前から引続き使用してきた土地に対して、当事者間には明示の契約はないが、当時の事情や状況からして、当事者間に事実上黙認による使用関係があるものとして、黙契による米合衆国の賃借権の成立を一方的に宣言した」ものである³⁰。

布告 26 号の冒頭には、土地の使用に関するこれまでの経緯が記されている。それによると、米軍はまず、1907 年(明治 40)の第 4 回「へーグ会議」で定められた陸戦法規などにもとづいて「占領軍が必要とする不動産を収用し、これを占有した」。次に、講和条約第 3 条によって与えられた土地収用権にもとづいて 1952 年(昭和 27) 4 月 28 日以後、「更に、合衆国軍隊の必要とする他の不

 $^{^{28}}$ 前掲『軍用土地問題の経緯』によると、布令 109 号の訴願数(1955 年の再評価によるもの)は 1958 年 11 月 30 日時点で 947(1,481 筆、157,903.48 坪)にのぼり、訴願率は 88.2% であった(p.97)。

²⁹ 例えば、『土地賃貸借契約書 真和志』(R00049198B) 沖縄県公文書館所蔵 など。表紙に「布令第 109 号で収用」 とある。

 $^{^{30}}$ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』 $\mathrm{p.1}$

動産を占有し、これを使用した」。そして、1950年(昭和25)7月1日から布告26号が発効するまでの間、「軍用地に指定された不動産の或る部分を引き続き使用して来た」。また、戦災で失われた土地台帳が復旧され、「軍用地域内にある土地の所有者に対しては合衆国軍隊がその土地使用を適当に通知した」こと、1950年(昭和25)7月1日または収用の翌日から1952年(昭和27)4月27日までの「軍用地域内のすべての土地に対する使用料の支払を完了しつつある」ともある。これは、土地所有権の認定と、布令105号による講和条約発効前の使用料の支払いについて述べたものだろう。

続けて、「琉球列島の福祉及び防衛のために、合衆国軍隊はなお引き続き無期限に軍用地のすべてを使用し、占有する必要がある」、「合衆国が地主に対し正当な補償をなすことによつて軍用地の使用及び占有の権利を取得すべく該地主との書面による契約締結の交渉に努めたが成功しなかった」とある。これは、布令 91 号による契約が成功しなかったことを指すものだろう。このように経緯をふりかえったうえで、布告 26 号は、「該土地が収用された 1950 年 7 月 1 日及びその翌日から合衆国においてはその使用についての黙契とその借地料支払の義務が生じ、当該期日現在で合衆国は賃借権を与えられた」と宣言する31。この布告 26 号で「既接収地の使用権原を合法化した」ことにより、「講和後における米国の土地使用の法的根拠づけの作業は完了することとなった」32。

布告26号第1条には、「合衆国軍隊によつて黙契によりこれまで収用された軍用地の使用及び占 有に対する米合衆国の権利をここに確認し」、1952年(昭和27)4月28日またはそれ以前の収用 の翌日から 1954 年(昭和 29) 6月 30日までの期間、「合衆国代行機関が現在使用している土地の 使用及び占有に対する権利をここに保有する」、60日以内に取消の予告をしない限りは、「登記した 土地の使用及び占有に対する権利は以後年々引き続き効力を有する」とある。また、第2条には、「合 衆国は、該土地又は不動産の所轄地区土地登記事務所において、使用確認証及び賃借料供託の登記を なす権限を与えられ、又該登記事務所は、この種登録をなす権限を与えられる」、この「確認証及び 賃借料供託には、すべての関係土地区画についての法定記述書、収用期日以後に生じた又は支払うべ き借地料見積金額、取得した構築物の価額並びに以後年々生ずる賃借料の金額表を明示する」とある33。 布告 26 号にもとづいて行われた土地使用の権利の確認と使用料の支払いに関する琉球政府文書と して、「確認証及び使用料供託」(英文は Certificate of Confirmation and Rental Deposit)がある。 第1号から欠号も含みながら第343号までと、各号に対する改訂とをあわせて約1,080冊が確認で きる 34 。このなかから、1953年(昭和28)12月11日付の第1号をみていきたい(図12)。確認証 及び使用料供託第1号は、小禄村字具志の波座間原などの71筆、13,385坪(10.94エーカー)に 対するものである。「概括」(添書 A)によると、このエリアに対する賃借料は、1952 年(昭和 27) 4月28日から同年6月30日までが63.40ドル、同年7月1日から翌53年(昭和28)6月30日 までが 329.68 ドルで、以後は毎年度この価格と記されている (図 13)。 地番ごとのリスト (添書 A) と、小禄村および各小字の地図(添書B)も付されている。

³¹「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(1953年 12月5日米国民政府布告第26号)

 $^{^{32}}$ 前掲『沖縄の米軍基地(平成 30 年 12 月)』 $\mathrm{p.2}$

 $^{^{33}}$ 「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(1953 年 12 月 5 日米国民政府布告第 26 号)

^{34 「}確認証及び使用料供託」は、琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所業務課のシリーズ「軍使用土地及び地上物件所有者の登記に関する書類」に含まれている。「Certificate of Confirmation」の頭文字をとった CC の次にハイフンで3桁の番号が第何号かを、さらにハイフンで続く2桁の番号が改訂を示している。ただし、もととなる「確認証及び使用料供託」はほとんどなく、残されているものの大半は改訂である。

図12 布告26号にもとづく確認証及び使用料供託

UNITED STATES ARMY PROSES, PAR BAST OFFICE OF THE DISTRICT ENGINEER OKINASA ENGINEER DISTRICT APO SEL, C/O PONTABLETOT SAN FRANCISCO, CALIFORNIA DEFORIT AND RESTAL DEFORIT EUNBER 1.

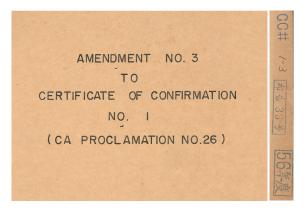
図13 確認証及び使用料供託第1号の概括(添書A)

MARKATURA	ation of list C-78		
Total Tracts	71		
Total Taubos	13,385		
Total Acres	10.94		
Rentals			
28 April - 30 June 1950	2 \$ 63.60	¥ 7,608.00	
1 July 1952 30 June 19	53329,468	39,562,00	
Botal Deposit	\$ 393.08	¥ 47.170.00	
Conversion Rate this pay	s Hundred Twenty (12		913.
	e Hundred Twenty (12)	t legal	an .
One (1) U.S. Poller - On	e Hundred Twenty (12)	t legal	gn.
One (1) V.S. Pollor - On Annual Propert Thereafte Rate of Exchange Prevail	s Hundred Twenty (12 or \$ 329.68 Payente a sing at the date of p	t legal ayment.	133
One (1) U.S. Pollor - On Armed Propert Records Rate of Exchange Provedl FUNDS CHARGEABLE.	s Hundred Twenty (12 x \$ 329.68 Payable a ang at the date of p 007 458-05 892-321	t legal ayment.	en.
One (1) U.S. Pollor - On Armed Prement Thereof to Rate of Exchange Preveil FUNCT CHARGEABLE: FY 52 - 5723400 274-10	s Hundred Twenty (12 or \$ 329,65 Paysile a dang at the date of p 107 458-05 892-321 - 107 458-05 862-321 -	\$ 63.40 \$329.68	913.
One (1) U.S. Pollor - On Armed Property Reveal Property Proved Parts of Exchange Proved Fund CHARGEABLE. FY 52 - 5723400 274-10 FF 53 - 5733400 374-10	s Hundred Twenty (12 or \$ 329,65 Paysile a dang at the date of p 107 458-05 892-321 - 107 458-05 862-321 -	\$ 63.40 \$329.68	en e

『確認証及び使用料供託 那覇市 CC-001 布告26号地料支払』(R00049326B) 3、8頁

先にみた布令 109 号を根拠とする収用宣告書と同様に、布告 26 号による確認証及び使用料供託にも、号ごとに改訂(Amendment)が複数なされている。確認証及び使用料供託第 1 号には、改訂第 1 号から改訂第 4 号まであり、うち改訂第 $1 \cdot 2$ 号は地上物(木や墓)に対する賠償、改訂第 $3 \cdot 4$ 号は土地の使用料に関するものである。ここでは、後者の土地に関するものをみていきたい(図 $14 \cdot 15$)。

図14 確認証及び使用料供託第1号の改訂第3号



『確認証及び使用料供託 那覇市 CC-001-03 布告33号 1956年度』(R00049329B) 2頁

図15 確認証及び使用料供託第1号の改訂第4号



『確認証及び使用料供託 那覇市 CC-001-04 収用委員会裁決』(R00049330B) 2頁

改訂第 3 号は、1956 年(昭和 31) 10 月 8 日付で、表紙のインデックスには「布告 33 号」と「56 年度」の 2 つのスタンプがある。これは、同年 7 月 10 日に公布された米国民政府布告 33 号「民政府布告第 26 号「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」の改正」の第 2 条で、「米国は適当な期間を定めて新規に評価を行い然るべく当該確認証の改正を登記することにより、以後の賃借補償額を更新することができる」とあるのにもとづいて、1956 会計年度に新たな賃借料が設定された

ものと思われる。「確認証及び使用料供託第 1 号に含まれる土地の全有権者」に宛てて、「1955 年 7 月 1 日現在に於ける再評価並びに沖縄工兵地区に依り同地に関する正式の(登記所の)記録に就いての再調査に従い一定の改正若しくは修正をします」として、1955 年(昭和 30) 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの賃借料を 1,045.45 ドルとしている。当初の 329.68 ドルの 3 倍以上の額である。

改訂第4号は、1957年(昭和32)4月15日付で表紙には「収用委員会裁決」の印がある。布告26号の第3条では、「確認証及び賃借料供託証の提出があつた場合は直ちに、合衆国は当該土地の法的所有者又は有権者に支払うために借地料見積額及び取得した構築物の価格に相当する金額を琉球政府行政主席又はその委任する代理人に供託」するとしている。そして第4条で、土地所有者がこの金額に満足できない場合、供託金の75%を受け取って、確認証及び賃借料供託の提出期日から30日以内に書面による訴願ができるとある。訴願すれば、布令109号で設置された琉球列島米国土地収用委員会で審理され、その裁定額は最終決定となる35。軍用地の所有者たちは当初、訴願を保留し、賃借料の増額を求める運動に一本化しようとの意見が大勢であったが、訴願の機会は一度きりではないという情報がもたらされると、まずは訴願を試みることなり、いっせいに訴願を提起したという36。

確認証及び使用料供託第 1 号の改訂第 4 号には、訴願の結果、琉球列島米国土地収用委員会で裁決されたであろう金額が記されている。1952 年(昭和 27)4 月 28 日から 6 月 30 日までは、当初の 63.40 ドルに 100 ドルをプラスした 163.40 ドル、同年 7 月 1 日から翌 55 年(昭和 30)6 月 30日までの 3 年間の年間賃借料は、当初の 329.68 ドルに 583.10 ドルをプラスした毎年 912.78 ドルで、いずれも大幅な増額となっている。なお、先に改訂第 3 号でみたとおり、1955 年(昭和 30)7 月 1日から翌年 6 月 30 日までの賃借料は 1,045.45 ドルで、さらに上がっている 37。

	,				
番号	日付	筆	坪/エーカー	賃借料	期間
CC-001	1953/12/11	71	13,385 / 10.94	\$ 63.40	1952/04/28-1952/06/30
				\$ 329.68	1952/07/01-1953/06/30
CC-001-03	1956/10/08	71	13.375 / 10.93	\$ 1,045.45	1955/07/01-1956/06/30
CC-001-04	1957/04/15	71	13.375 / 10.92	\$ 63.40+100.00=163.40	1952/04/28-1952/06/30
				\$ 329.68+583.10×3年=	1952/07/01-1955/06/30
				\$ 2,738.34 計 \$ 2,901.74	

表3 布告 26 号にもとづく確認証及び使用料供託第1号、改訂第3号、改訂第4号の賃借料の変遷

「確認証及び使用料供託」の大半の号では、「布告 33 号」のスタンプがある改訂と、「収用委員会裁決」のスタンプのある改訂がそれぞれなされている。布告 26 号に対して、軍用地の所有者たちのほとんどが訴願したという各文献の記述を裏づけるものであり、また布告 33 号による賃借補償額の更新もあり、軍用地の使用料は徐々に上がっていったことがわかる³⁸。

 $^{^{35}}$ 「軍用地域内における不動産の使用に対する補償」(1953 年 12 月 5 日米国民政府布告第 26 号)

³⁶ 前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』pp.64-65

 $^{^{37}}$ 布告 26 号による訴願について、前掲『琉球要覧 1959 2959 2959 2959 2959 2959 2959 2959 2959 后告 2959 2959 在 2959 月 2959 日本での期間に、適用され、支払われた。 2955 年 2959 月 2959 日本での地料については、アメリカ合衆国が改めて地料を評価し、供託をしたが、なお訴願する地主は多かつた」とある(2959 2959

 $^{^{38}}$ それでも「土地収用委員会の裁定は、地主側の期待を満足させるようなものではなかった」。各訴願の裁定により、「全体をみると従来の評価 6 パーセントを 11 パーセントに引き上げ、地価は 2 倍ないし 3 倍になっていたが、地主側の要望額と比較すると 3 割も低い額であった」(前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』p.73)。

このように、訴願による裁定や土地の再評価による使用料の増額がなされたとはいえ、土地の所有者の意思にかかわらず「黙契」が成立していると一方的に宣言した布告 26 号は、「それまでの土地収用の事実を正当化し、それを既成事実として、地主の承諾なしの契約規定を「押し付けた」」 39 と解されるものであった。布令 109 号による強制収用という「一方的な措置に対し、住民の間に不満の声が胎動してきた」なか、「これに追い打ちをかけるように」布告 26 号が公布されたのである 40 。こうしたなかにあって、1954 年(昭和 29)3月、オグデン副長官から軍用地使用料は一括払いにするとの方針が発表された。布令 91 号による「契約」がほとんど締結されず、軍用地の大半は、布令 109 号によって強制収用されたり、布告 26 号によって一方的に「黙契」を宣言されたりする状況にあり、また、米軍が定めた土地の使用料についても、多くの訴願がなされたことが示すとおり、決して満足のいくものではなかった。そのうえさらに、布令 91 号や布告 26 号では会計年度ごとに支払うとされていた土地の使用料を一括払いするとの発表がなされたのである。

USCAR との度重なる折衝を経ても議論はまとまらず、1955 年(昭和 30)5 月、米国政府と直接交渉を行うための代表団がワシントンに派遣された。代表団は、琉球政府行政主席の比嘉秀平、経済企画室長の瀬長浩、立法院議員の大山朝常、長嶺秋夫、新里銀三、軍用地連合会会長の桑江朝幸の6人で、①適正補償を要望する、②毎年払いを要望する、③新規接収に反対し、未使用地の解放を要望する、④損害補償の促進と法規の改廃を要望するという、いわゆる「四原則」を交渉の基本態度としていた。代表団は米国下院軍事委員会で「四原則を含む土地問題について現地の実情を強く訴え、米本国においても相当の世論と同情を集めた」という⁴¹。その結果、メルヴィン・プライスを団長とする米下院軍事委員会の軍用地問題調査団が同年 10 月に沖縄に派遣され、公聴会や現地調査を行った。

しかし、翌 56 年(昭和 31)6 月に発表された同調査団の報告書、いわゆるプライス勧告は、一括 払いと新規接収を容認する内容となっていた。沖縄社会はこれに大きく失望し、そこからいわゆる「島 ぐるみ闘争」のうねりがおこるが、こうした沖縄側の強い反発にもかかわらず、1957 年(昭和 32)1 月、 新規接収と一括払いは米国の最終方針である旨が USCAR から発表された。次節では、米国との再 びの折衝の結果、軍用地問題が「解決」に向い、軍用地の契約と使用料の支払いをめぐる一連の手続 きが制度化されていくまでをみていくが、その前に、琉球政府において軍用地の契約や使用料の支払 いを担った部署について簡単に述べておきたい。

1946年(昭和 21)4月、沖縄民政府(琉球政府の前身)の創立にともない、その総務部に土地課が設けられ、第 1 節で述べた土地所有権認定事業にあたった。1951年(昭和 26)4月1日に土地所有権証明書が交付されると同時に、土地課は廃止されて中央土地事務所が設立された。1952年(昭和 27)4月に琉球政府が設立されると、同年 6月から USCAR は琉球政府に軍用地料の支払い事務を開始させ、中央土地事務所がその任にあたった⁴²。1953年(昭和 28)4月1日、琉球政府の機構改革によって法務局の支分部局として土地事務所が置かれ⁴³、その後、年々業務が増加したことから、軍用地関係の業務に専念するため、1956年(昭和 31)7月13日、新たに軍用地

³⁹ 前掲『土地連のあゆみ 創立三十年史 通史編』p.64

 $^{^{40}}$ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.1

 $^{^{41}}$ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.2

 $^{^{42}}$ 前掲『琉球要覧 $1959 \sim 60$ 年度』p. 政 $\cdot 31$ 。なお、布令 105 号にもとづいて作成された $2\cdot 2$ でみた「布令 105 号 領収証」では、沖縄土地事務所への改称後も、一部、中央土地事務所のまま記されているものがある(図 3 参照)。

^{43「}行政事務部局組織法」(1953年4月1日立法第9号)

関係事務所が置かれた44。

3 1957 年~: 布令 164 号から新土地政策まで

沖縄側の「島ぐるみ闘争」にもかかわらず、USCAR は 1957年(昭和 32)1月、新規接収と一括払いは米国の最終方針であると発表した。第 3章では、それ以降、「軍用地問題」が一応の「解決」にいたるまでをみていく。

3-1 布令 164 号 - "限定付土地保有権"の設定による一括払いの強行

1957年(昭和32)2月23日、米国民政府布令第164号「米合衆国土地収用令」(以下、「布令164号」と略記)が公布された。これは、米国による土地の取得に契約方式と強制収用の二つを定め、取得する権利としては限定付土地保有権、賃借権、地役権の3つとし、これまで布令91号、布令109号、布告26号で取得した賃借権をこれら3つの権利のいずれかに切り替えるというものだった。3つのうち、限定付土地保有権を取得する土地については、その土地の全価格に等しい地料を一括して支払うという、いわゆる一括払方式となっていた 45 。

布令 164 号の冒頭には、「琉球において明確に土地の使用及び占有を必要とし、且つ正当な手続きにより土地収用の当事者を保護するために、明確な一つの手続を定めて問題を解決することが必要である」と記されている。限定付土地保有権については、土地の所有権は所有者にあるものの、米国がその土地を必要とする期間、「関係土地の上空、地下、地上の完全排他的な使用、占有および収益をなす権利」とされ、「収用された土地又は物件の全価格に等しい補償額を収用のときに支払う」とされている。

収用の手続きとしては、米陸軍工兵地区工兵隊が、「当該土地又は地上物件の管轄登記所および市町村に財産収用告知書を提出する」と、この告知書を「各関係市町村役所の適当な目立つ場所に掲示し、また市町村役所は、責任をもつて速やかに登録されている、又は既知のすべての利害関係者に告知しなければならない」。収用告知書の提出後、30 日以上 90 日以内に協議によって取得できなかった土地や地上物件については、工兵隊は管轄登記所に収用宣告書を提出できる。その後、工兵隊はただちに「当該収用宣告書に明記された適正補償の金額をその被支払権者の名義で琉球銀行に信託金として預託」する。収用宣告書が提出され次第、その権利は絶対的に米国に与えられ、また、「合衆国が既に権利を取得した土地、又は地上物件について、収用宣告書が提出される場合は、この上更に何等かの手続を要することなく、該収用宣告書に記載の権利は同記載の期日をもって合衆国がさきに取得した権利に取つて代る」とされた。なお、布令 164 号にもとづいて 1957 年(昭和 32)10 月4 日、琉球列島米国民政府土地裁判所が設立され、琉球列島米国土地収用委員会に係属していた事件が引き継がれた47。

布令 164 号に紐づく琉球政府文書としては、「収用告知書 布令 164 号」と「収用宣告書 布令

⁴⁴「行政事務部局組織法の一部を改正する立法」(1956年7月13日立法第16号)。「法務局組織規則の一部を改正する規則」(1956年8月22日規則第83号)によって、軍用地関係事務所は、次の法務局所掌事務の一部をつかさどるとされた。「一 軍使用土地所有者の調査確認に関すること。二 軍使用土地の登記の嘱託に関すること。三 軍使用土地賃借料及び地上物件補償金の支払準備に関すること。四 軍使用土地の契約に関すること。五 軍使用土地訴願書類の取扱に関すること。六 その他法務局長の命ずること」。

⁴⁵ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.3

 $^{^{46}}$ 「米合衆国土地収用令」 $(1957 \pm 2 月 23 日米国民政府布令第 164 号)$

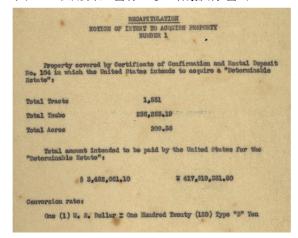
 $^{^{47}}$ 「琉球列島米国民政府土地裁判所」(1957 年 10 月 4 日米国民政府高等弁務官一般命令第 13 号)

164号」がある。前者の告知書は、第1号から第60号まで、改訂も含んで70冊あり、後者の宣告書は、第100号から第167号まで、改訂も含んで45冊ほど確認できる⁴⁸。このなかから、収用告知書第1号と収用宣告書第100号をみてみたい。収用告知書第1号(図16)は、「確認証及び使用料供託第104号に含まれた財産の所有者と権利を主張する人々に宛て」とはじまり、収用告知書第1号が1957年(昭和32)5月4日に那覇登記所と那覇市役所に提出され、米国が限定付土地保有権を取得する意図があることが予告されたとする。前節でみた「確認証及び使用料供託」の第104号と同じ土地の所有者に対して、米国が限定付土地保有権を取得することを告知したもので、その範囲は、旧小禄村(当時はすでに那覇市に合併されていた)の字鏡水から那覇市の住吉町、垣花町、山下町、通堂町にまたがる1,551筆、256,253.19坪(209.56エーカー)、すなわち那覇港湾(那覇軍港)一帯に対する収用告知である(図17・18。図18の斜線部分が収用エリア)。

図16 布令164号にもとづく収用告知書



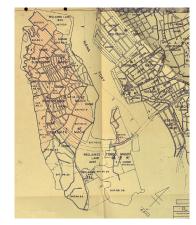
図17 収用告知書第1号の概括(添書A)



『収用告知書 布令164号 那覇市 0001』(R00035363B) 2、13頁

土地の使用料は、「限定付土地保有権に対して米国が支払う意思がある総額」として、3,482,661.10 ドルと記されている(図17)。これまでみてきた布令109号による収用宣告書や布告26号による確認証及び使用料供託には、前年7月1日から当年6月30日までの会計年度の土地の使用料が記されていたが、布令164号にもとづく収用告知書第1号に記されたこの3,482,661.10ドルという金額は、「限定付土地保有権に対して米国が支払う意思がある総額」、すなわち一括払いされる額である。なお、この一括払い額は、確認証及び使用料供託第104号の改訂第9号に記載された1955年(昭和30)7月1日から1956年(昭和31)6月30日までの使用料332,056.90ドルの10倍強にあたる⁴⁹。

図18 収用告知書第1号の那覇市地図(添書B)



『収用告知書 布令164号 那覇市 0001』 (R00035363B) 17頁

⁴⁸ 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地の収用に関する書類」に含まれる。なお、前者の「収用告知書」の英文「Notice of Intent to Acquire Property」は、文書そのものは「財産取得告知書」と訳されているが、表紙には「収用告知書」のスタンプが押されており(図 16)、当館の目録でも「収用告知書 布令 164 号」のタイトルで整理されている。

⁴⁹ 『確認証及び使用料供託 那覇市(旧那覇 旧小禄) CC-104-09 布告 33 号 1956 年度』(R00049394B) 沖 縄県公文書館所蔵

布令 164 号には、収用告知書の提出後、30 日以上 90 日以内に協議によって取得できなかった土地または地上物件について、陸軍工兵隊は管轄登記所に収用宣告書を提出できるとあったが、収用告知書第 1 号の提出から 1 か月後の 1957年(昭和 32)6 月 4 日、先述の那覇軍港一帯に収用宣告書第 100 号が提出されている(図 $19\cdot 20$)50。

図19 布令164号にもとづく収用宣告書

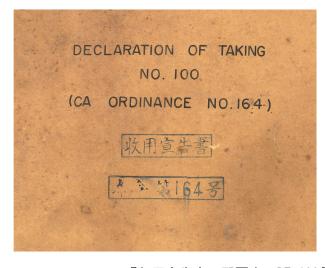
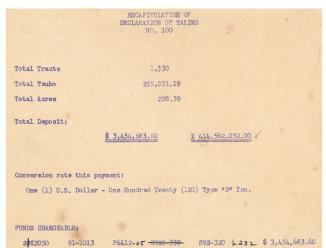


図20 収用宣告書100号の概括(添書A)



『収用宣告書 那覇市 DT-100』(R00035381B)2、9頁

ここでみた那覇軍港一帯のほかに、布令 164 号にもとづく従来の賃借権から限定付土地保有権への切り替えは、嘉手納空軍基地一帯と、読谷、恩納、金武、具志川、石川、勝連、与那城、宜野湾、知念、玉城、佐敷、三和、東風原、具志頭の 14 市町村に所在するナイキ基地地域に対してなされたとされ 51 、「収用告知書 布令 164 号」および「収用宣告書 布令 164 号」のなかには、これらのエリアに対するものも一部確認できる。例えば、嘉手納空軍基地一帯に対しては、1958 年(昭和 33)2月 24 日付で、5,684 筆、2,378,626 坪(1,943.32 エーカー)に対する収用宣告がなされている 52 。

こうした布令 164 号による 1957 年から 58 年にかけての一括払いの強行は、1956 年(昭和 31) 6 月のプライス勧告に対して起った沖縄側の反発をさらに強めるものとなった。「1956 年 6 月その報告書が発表されたがその内容は、あまりに住民の要望に反するものであり、然も 1957 年 2 月 23 日には布令 164 号が公布され遂に 5 月 4 日那覇港一帯約 25 万坪に対する収用告知を始めとして、一括払いが実施されたので一時は住民の島ぐるみ闘争を展開し、立法院議員や市町村長等の総辞職の決意を発表するまでに世論は沸騰した」53、「一括払方式による土地取得は、事実上土地の買い上げになり、沖縄に対する日本国の領土主権を侵害することになるとして、住民の島ぐるみ闘争にますます油を注ぐものとなった」54などと形容されるとおりである。

そうしたなかで 1958 年 (昭和 33) 3 月 16 日に行われた第 4 回立法院議員選挙では、軍用地の問題が大きな争点となり、選挙の結果、親米の立場をとる民主党は大きく議席を減らすこととなった。

⁵⁰ 収用宣告書第 100 号に示された範囲は、1,530 筆、255,071.19 坪 (208.39 エーカー) で、収用告知書第 1 号の 筆数および面積からわずかながら減少している。

⁵¹ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.3

 $^{^{52}}$ 『収用宣告書 布令 164 号 嘉手納村 北谷村 DT-147』(R00048761B)沖縄県公文書館所蔵

⁵³ 琉球政府行政主席官房情報課編『琉球要覧 1958 年版』(1959 年)p.122

⁵⁴ 前掲『軍用地問題の経緯 1967 年 01 月』p.3

ムーア高等弁務官から一括払いの再検討が表明されたのは、選挙の翌月、4月11日のことである。その後、米国からの招聘を受けて6月に沖縄から折衝団が再び渡米、7月7日にはワシントンで米琉共同声明が発表され、沖縄現地における折衝が約束された。続けて8月から11月にかけての現地折衝で妥結された新土地政策がワシントンの米国政府によって承認され、「軍用地問題」はいちおうの「解決」に向っていくのである。

3-2 新土地政策と布令 20 号

新土地政策の大要は、次のようなものである。まず、一括払いを廃止して毎年払いを原則とする。ただし、軍用地所有者でまとまった金額を必要とする事情がある者には、10年を限度に前払いがなされる。米国による土地の権利取得は賃貸借契約権のみで、限定付土地保有権は完全に廃止とし、強制収用という手段も、琉球政府と軍用地の所有者との交渉で契約が成立しないときのみ行使されることになった。契約は、各所有者と琉球政府との間の交渉で基本賃貸借契約を結び、琉球政府は地域もしくは施設について米国と総括賃貸借契約を締結する方式となった55。

新土地政策の実施に先立って、USCAR と琉球政府による法的な整備が行われた。まず、USCAR は 1959 年(昭和 34)1月13日、高等弁務官布令第18号「暫定借地権の取得」を公布し、布令164号にもとづいて取得した限定付土地保有権、すなわち一括払いを廃止した。限定付土地保有権が設定された那覇軍港一帯などの土地に対する米軍の権利は、それ以前の賃借権に戻されることとなった。また、1月22日には高等弁務官布令第19号「琉球列島米国土地裁判所」を公布し、布令164号にもとづく琉球列島米国民政府土地裁判所を廃止し、新たに琉球列島米国土地裁判所を設置した。一方、琉球立法院は、土地借賃安定法(1959年立法第1号)、アメリカ合衆国が貸借する土地の前払に関する立法(1959年立法第2号)、アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計法(1959年立法第3号)を立法し、いずれも1959年(昭和34)1月13日に公布した。これらの立法のうち、土地借賃安定法とアメリカ合衆国が貸借する土地の借賃の前払に関する立法(以下、「前払に関する立法」と略記)について、以下で補足しておきたい。

土地借賃安定法は、「土地の賃貸借に関し、適正な最高借賃を設定し、もつて当事者間の衡平を保持し、かつ、経済の安定に資することを目的とする」もので⁵⁶、土地の最高借賃を設定することで、軍用地料と民間の借地料との均衡をはかろうとするものであった。琉球政府の広報誌『広報琉球』における同法の解説によると、戦後沖縄では土地の面積に対して人口が多く、また米軍が多くの土地を使用したために土地が不足し、「農耕地や宅地を必要とする者は、高額の借賃を支払って土地の賃借をすることになり、借地人がいちじるしく不利な立場」におかれた。とりわけ、軍用地の所有者が他人から土地を借りる場合には、自分の土地に支払われる軍用地料よりも、他人から借りる土地の借賃のほうが高額となっていた⁵⁷。軍用地所有者がおかれた苦しい状況については 1-2 でも述べたとおりだが、土地賃借安定法で土地の最高借賃を設定することで、このような事態の改善が図られたといえる。

前払に関する立法は、軍用地所有者に「一定の条件のもとに、10年を超えない期間の借賃の前払 を得しめることを目的とする」もので、その条件とは、所有者が「琉球外」に移住する場合、田畑な

⁵⁵ 新土地政策については、『軍用地関係 1958年~1959年』(R00032198B 沖縄県公文書館所蔵)、前掲『琉球要覧 1958年版』p.122、『沖縄年鑑 1959年度』(沖縄タイムス社 1959年)pp.85-88、『沖縄年鑑 1960年度』(沖縄タイムス社 1960年)pp.135-138などを参照。

^{56「}土地借賃安定法」(1959年1月13日立法第1号)

⁵⁷ 『広報琉球 通巻 4 号 (第 2 巻 2 号) 1959 年 2 月号』(G00022360B) 沖縄県公文書館所蔵

ど農耕に供すべき土地を購入する場合、居住するための建物を購入または建築する場合、その建物の敷地を購入する場合、そのほか行政主席が適当と認める特別の事情がある場合となっていた⁵⁸。「特別の事情」の範囲は同法の施行規則で、所有者またはその近しい親族が負傷や病気にかかり、その治療に多額の費用を要するが調達の方法が他にない場合や、所有者が多額の債務を有し、資金の調達方法が他にない場合、所有者または近しい親族の学資の調達方法が他にない場合、所有者が生活に困窮している場合などと定めている⁵⁹。前払に関する立法は、軍用地所有者の「経済的困窮を軽減」するとともに、「無制限に支払うと琉球経済はインフレを来たして、むしろ不安定になる虞れがある」ため、一定の条件のもとに 10 年を超えない期間に限って軍用地料の前払いを可能としたのである⁶⁰。

以上のような事前の措置を経て、1959年(昭和34)2月12日、高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」(以下、「布令20号」と略記)が公布された(施行は1月26日)。その概要は次のとおりである。それまで米国が保有していた土地使用の権利は、米国が欲する間はいつでも保有できる不定期賃借権または5年の定期賃借権のいずれかに切り替えられた。いずれも「土地の上空、地下及び地上ならびに当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有および享有におよぶ権利」である。米国が使用するための土地または物件を取得する際は、次のような手続きで行われる。まず、米陸軍工兵隊長が琉球政府行政主席に対して財産取得のための要求告知書を交付し、次に琉球政府が所有者と折衝を行う。折衝が成功したときは、琉球政府は所有者と基本賃貸借契約を締結し、その後、琉球政府と米国との間で総括賃貸借契約を締結する。一定の期間経過後も琉球政府が所有者と契約を締結できないとき、また高等弁務官の特別の認可があったときは、米陸軍工兵隊長は収用宣告書を発して強制収用を行う。なお、土地の収用そのものに対する不服申し立てなどはできず、収用にかかる補償額に不満がある場合のみ、琉球列島米国土地裁判所に適正補償の訴願を提起することができた。

布令 20 号は、1958 年(昭和 33)秋の沖縄現地における折衝の内容が米国の軍用地に対する基本方針となったもので、復帰の前日まで、沖縄における米国の土地使用と土地接収の根拠法としての役割をはたした。新土地政策は 1959 年(昭和 34)4月から実施されることになっていたが、もっとも重視された土地借賃安定法にもとづく土地の最高借賃の設定に時間を要する。沖縄のすべての土地について最高借賃が公示されたのは同年 7 月 31 日のことで、8 月以降、布令 20 号による新土地政策がようやく軌道にのっていく。

3-3 布令 20 号にもとづく文書

それでは布令 20 号にもとづく一連の文書をみていきたい。財産取得要求告知書が提出され、琉球政府が軍用地の所有者と基本賃貸借契約を結ぶ、琉球政府と USCAR との間で総括賃貸借契約書を結ぶ、折衝による契約が成立しない場合は収用宣告書が出されるという流れである⁶¹。

3-3-1 財産取得要求告知書

まず、財産取得要求告知書について、その第3号を例にみていきたい(図21)。1959年(昭和

 $^{^{58}}$ 「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」 (1959 年 1 月 13 日立法第 2 号)

⁵⁹「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法施行規則」(1959 年 2 月 3 日規則第 14 号)

⁶⁰ 前掲『軍用土地問題の経緯』p.137

⁶¹ より詳しい流れについては、『軍用地関係事務所におけるアメリカ合衆国使用土地等の借賃等の支払いに関する事務取扱規程 1962年』(R00032194B)、「布令第20号に基づく契約業務及び支払業務の過程」『雑書 1970年度』(R00032157B) や、『業務説明資料 1970年2月』(R00032171B) いずれも沖縄県公文書館所蔵、などを参照。

34) 2月26日付の財産取得要求告知書第3号には、布令20号の規定に従い、金武村の添付した図面に示す土地について、米国が「"無期限賃借"不動産権の取得を要求する旨ここに告知する」とある。布令20号では、米国は不定期賃借権と定期賃借権のいずれかの権利を取得するとなっていたが、ここにある「無期限賃借」(Indefinite Leasehold) は不定期賃借権を意味する(図22)。

図21 布令20号にもとづく財産取得要求告知書

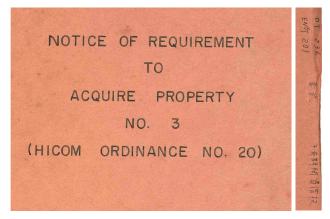


図22 財産取得要求告知書第3号



『財産取得要求告知書 金武村 003 DT-236 ENG-201 不定期間賃借権』(R00034532B)1、11頁

財産取得要求告知書第 3 号には、同年 2 月 27 日付の「占有権譲渡命令 要求告知書第 3 号(上陸 訓練金武海岸)」が付されており、「ある緊急の必要が生じ、該土地および/または財産の使用権および占有権がアメリカ合衆国に対し直ちに譲渡されることを必要とする」と記されている。すなわち、本来であれば、財産取得要求告知書が提出された後、琉球政府が各土地の所有者と折衝して基本賃貸借契約を結び、そのうえで琉球政府と米国とが総括賃貸借契約を結ぶのであるが、ここではそれを待たず、「使用権および占有権」が米国に「直ちに譲渡される」としている。また、使用するエリアの地図(添書 B)のみが付されており、そのエリアの総筆数や総坪数、使用料などが記載された「概括」や地番ごとの使用料のリスト(添書 A)は付されていない。

この金武村に対する財産取得要求告知書 3 号と同様に、宜野座、恩納、金武、名護に対する第 1 号、 宜野座に対する第 2 号といった 1959 年(昭和 34)2 月から 6 月頃までに出された最初期の財産取 得要求告知書には、占有権譲渡命令が付される一方で、土地の使用料は記載されていない。『沖縄年 鑑 1960 年度』には、「米軍は布令 20 号の実施準備が整うまでには軍事上どうしても待てないよう なナイキ基地設営などのために、土地収用を必要としたが名護、恩納、宜野座などにある原野山林約 1 千万坪を賃貸料を記入していない、告知書の発送という形で臨時措置をとり土地を収用した」⁶²と あり、先述した土地借賃安定法にもとづく土地の最高借賃の設定が 7 月までずれこむなど、布令 20 号を実施する態勢が整わない間に使用・占有が必要となった土地に対しては、占有権譲渡命令を付し つつ使用料を記載しないかたちの財産取得要求告知書が提出されたようである⁶³。

⁶² 前掲『沖縄年鑑 1960 年度』p.135

⁶³ 実際、財産取得要求告知書第 2 号(1959 年 2 月 26 日付)は宜野座の山林 125 エーカーに対するもので「概括」のなかに使用料は記されていない。占有権譲渡命令には「辺野古訓連所部分地」とある(『財産取得要求告知書 宜野座村 0002 ENG-0160 不定期間賃貸借権』R00034712B、沖縄県公文書館所蔵)。また、財産取得要求告知書第 5 号(1959 年 3 月 30 日付)は、旧小禄村、豊見城村などに対するもので、「概括」はなく、占有権譲渡命令には「ナイキ基地南部道路のための土地取得」とある(『財産取得要求告知書 豊見城村 那覇市小禄 糸満町 兼城 高嶺 0005 DT-237 ENG-0202 不定期間賃貸借権』R00035537B、沖縄県公文書館所蔵)。

これら最初期の財産取得要求告知書については、土地借賃安定法にもとづく土地の最高借賃の公示後に改訂第1号が出され、そのなかに使用料が示されている。1959年(昭和34)10月28日付の財産取得要求告知書第3号の改訂第1号をみてみると、同年2月27日付の占有権譲渡命令により、米国は3月1日付で財産取得要求告知書第3号が対象とする土地や財産の「完全なる使用と占有をなした」こと、土地借賃安定法の規定にしたがって同年7月31日付で琉球列島の全土地について最高借賃が決定されたことから、「取得要求された土地ならびに同地につき支払われる見積済適正補償を表示」した財産要求告知書第3号の改訂第1号を同年10月28日に琉球政府行政主席に送達し、その写しを宜野座登記書と金武村役所に提出する旨が記されている⁶⁴。

布令 20 号にもとづく財産取得要求告知書には、これまでみてきた布令 109 号や布告 26 号にもとづく各文書と同様に、総筆数、総坪数、エリア全体の使用料などが記された「概括」と地番ごとの使用料のリスト (添書 A)、対象とするエリアを示す市町村や小字などの地図 (添書 B) が付されている。また、一つの財産取得要求告知書に対して複数の改訂が重ねられていく点も共通している。第 1 号から欠号も含みながら第 399 号まで確認でき、日付は 1960 年代前半が多い。簿冊数としては、改訂や、地番ごとのリスト(添書 A)のみ、地図(添書 B)のみのものもあわせて約 1,480 冊ある 65 。

3-3-2 基本賃貸借契約書

次に、基本賃貸借契約書をみていきたい。財産取得要求告知書が提出されると、琉球政府法務局の軍用地関係事務所職員が各市町村に出向き、所有者と直接「基本賃貸借契約書」(英文は Basic Lease)を交わす。宜野座村に対する財産取得要求告知書第2号に対応する基本賃貸借契約書を例に、その内容をみてみよう(図 23・24)。宜野座村字松田の3筆、153,000坪(125 エーカー)に対するもので、これらの土地は村有地または不分割有地(MLU = Municipal Land Unsubdivided)である。基本賃貸借契約書の冒頭には、この賃貸借契約は、布令20号の規定にもとづいて賃貸人と琉球政府との間に締結されるとある。そして、賃貸人は「この契約書の末尾に表示された土地をここに琉球政府に賃貸する」こと、「琉球政府は総括賃貸借契約の下に当該土地をアメリカ合衆国に転貸する権利を有する」こと、契約期間は1958年(昭和33)7月1日にはじまり、不定期間または総括賃貸借契約の終了まで継続することなどが記されている。土地の使用料については、「年間借賃」は各年の7月1日に前払いでき、この契約における「借賃」は土地借賃安定法の再評価規定にもとづいて改定されるまで有効であるとされている。また、賃貸人は1969年(昭和44)6月30日までの前払い借賃の追加支払いを申請する権利を1963年(昭和38)1月1日まで有することなども記されて

 $^{^{64}}$ 『財産取得要求告知書 金武村 NR-003』 (R00034535B) 沖縄県公文書館所蔵

⁵⁵ 琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地の財産取得要求告知に関する書類」に含まれている。財産取得要求告知書の提出後、琉球政府と土地の所有者との基本賃貸借契約、琉球政府と米国政府との総括賃貸借契約が続き、所有者との折衝による契約が成立しなければ収用宣告がなされるが、それぞれのプロセスで作成される「基本賃貸借契約書」、「総括賃貸借契約書」、「収用宣告書」と「財産取得要求告知書」との対応関係は、所蔵資料検索を使って次のように調べることができる。まず、基本賃貸借契約書は、財産取得要求告知書の番号である NR 番号(「NR」は「Notice of Requirement」のイニシャル)が資料タイトルに付されているので、それを使って検索できる。例えば、財産取得要求告知書第3号に対応するものは、「NR-003」で検索する。また、財産取得要求告知書には1つの号に対して英語の表紙と日本語の表紙の2種類が存在することが多いが、英語の表紙のほうには「ENG」と「DT」からはじまる番号が手書きで記されている。この ENG 番号を使って総括賃貸借契約書を、また「Declaration of Taking」のイニシャルである DT 番号から収用宣告書を検索できる。例えば、財産取得要求告知書第3号の場合、「ENG-201」、「DT-236」と記されており、収用宣告書は「DT-236」で検索できる。総括賃貸借契約書の場合は、資料タイトルの ENG 番号が4桁で、また「ENG」が付されていないものも多いため、「ENG-0201」および単に「0201」で検索する。なお、総括賃貸借契約書のうち、資料タイトルに NR 番号が付されているものは NR 番号でも検索できる。

おり、最後に賃貸人である宜野座村長と、賃借人である琉球政府行政主席の当間重剛の署名がある。 なお、基本賃貸借契約書の右上に書かれた「琉球政府番号」は、対応する財産取得要求告知書の号と 個別の契約番号をあわせたものとなっている(図 23)。

図23 布令20号にもとづく基本賃貸借契約書



図24 基本賃貸借契約書の署名



『基本賃貸借契約書 宜野座村 0001~0002 NR-002 不定期賃借』(R00034723B)2、7頁

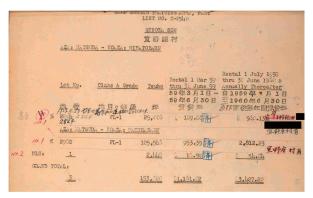
基本賃貸借契約書の「財産及び借賃又は価格の表示」には、地番ごとの面積や借賃が記されているが(図 25)、これが財産取得要求告知書の地番ごとのリスト(添書 A)に対応している(図 26) 66 。

図25 基本賃貸借契約書の財産・借賃などの表示

Description of pro 財産及び借賃	perties and r 又は価格	ental and/or の表示	Value thereo		產	100	anga -
Son 村	Aza 字	Koaza 小字	Land Lot No. 地番	及i Typo 地目	「4号ルより)「 Tsubo 地積	A	ental from / JUL 5% rrough 30 JUN 60 ad an annually Thereafter 年間 借賃 月分年 7月 日から986年 月30日まで
GINOZA	MATSUDA	MINATO	2.824	FIL	25.006	1	\$60.13
重野座	松田	遊	2824	山林	25.006	1	75018 925.2
"	"	MAHIRA	2982	FL	24.761	1	28/2,23
	11	其手	2982	山林	24,76/16	1	3766 3916.16
		THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1		177 178			

『基本賃貸借契約書 宜野座村 0001~0002 NR-002 不定期賃借権』(R00034723B)8頁

図26 財産取得要求告知書第2号改訂第1号の添書A



『財産取得要求告知書 宜野座村 NR-0002-01』 (R00034714B)7頁

⁶⁶ 上述した布令 20 号を実施する態勢が整わない間に出されたとみられる財産取得要求告知書第 2 号には、土地の使用料の記載はないため、同年 8 月 21 日付の改訂第 1 号の添書 A をみていく。英語の表紙(『財産取得要求告知書宜野座村 0002-01 ENG-0160 不定期間賃借権』R00034713B、沖縄県公文書館所蔵)と日本語の表紙(『財産取得要求告知書 宜野座村 NR-0002-01』R00034714B、沖縄県公文書館所蔵)があり、日本語の表紙のほうの添書 A に契約番号の書き込みがある。この番号が、基本賃貸借契約書の右上にある「琉球政府番号」の最後の数字と一致する。このように地番単位で基本賃貸借契約書を特定したい場合は、日本語の表紙の財産取得要求告知書に綴じられた添書 A に書き込まれた契約番号と一致する基本賃貸借契約書の「琉球政府番号」を探せばよいだろう。

「基本賃貸借契約書」は約1,000 冊確認できるが、個人情報を多く含むため、琉球政府文書デジタルアーカイブでみることができるのは、ここで取り上げた村有地などの基本賃貸借契約書に限られる。

3-3-3 総括賃貸借契約書

琉球政府は、所有者と基本賃貸借契約を結ぶと、次に米国政府と「総括賃貸借契約書」(英文は Master Lease)を交わす。先にみた宜野座村の 3 筆、153,000 坪(125 エーカー)に対する財産取得要求告知書および基本賃貸借契約書に対応する総括賃貸借契約書 ENG-160 号を例に、その内容をみていきたい。正式なタイトルは「琉球政府とアメリカ合衆国との総括賃貸借契約書」(Master Lease Between the Government of the Ryukyu Islands and the United States of America)である(図 $27 \cdot 28$)。

契約書ではまず、布令 20 号の規定にしたがって 1959 年(昭和 34)12 月 14 日に結ばれたこの 契約は、琉球政府が米国に土地を転貸することについて、所有者と締結した基本賃貸借契約にもとづいて保有している賃借権にかかるものであると記されている。琉球政府は、添書に示された土地を米国政府に転貸し、米国は同年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、および終了予告書を発しない限り、借賃の支払いについて各年充分な資金割当があることを条件として、不定期間継続して土地を保有する。借賃は、1959 年(昭和 34)3 月 1 日から 6 月 30 日までが 1,161.82 ドル、その後の年間借賃が 3,427.20 ドルで、7 月 1 日に前払いされる。この借賃は、土地借賃安定法の再評価規定にもとづいて改定されるまで有効である。このほか、米国は、その土地に変更を加えたり地上物件を設置したりする権利を有すること、60 日前に書面で琉球政府に予告することで契約を終了できること、賃借権の終了に際して土地に損害があるときは、現状を回復したり、代わりに損害補償を支払う責務を果たすこと、所有者から前払いの申請があれば、契約の改正・補足に同意することなどが記されている。

図27 布令20号にもとづく総括賃貸借契約書

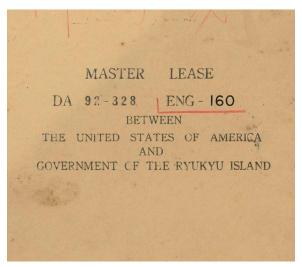
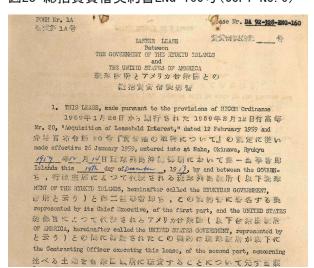


図28 総括賃貸借契約書ENG-160号(COPY NO.6)



『総括賃貸借契約書 宜野座村 0160』(R00046497B)2、4頁

この総括賃貸借契約書 ENG-160 号の前には、琉球政府法務局土地課の起案文書「総括賃貸借契約の締結について」がある(図 29)。布令 20 号にもとづく財産取得要求告知書によって基本賃貸借契約を締結し、基本賃貸借権の設定された分については、琉球政府と米国政府との間で総括賃貸借契約を締結する必要があるため、「別紙「総括賃貸借契約書」案により契約締結してよいでしょうか」、「御

高裁の上は、主席及び官房長とも6部について「サイン」して戴きたいと思います」と記されている。 起案日は1959年(昭和34)12月7日、決裁印は12月10日付で、法務局長、官房長、副主席の 印および「主席閲了」の印が押されている。なお、ここでみてきた総括賃貸借契約書 ENG-160 号は、 表紙右下に「COPY NO.6」とあるが、同じ ENG-160 号で表紙右下に「COPY NO.5」と記されたものもある。この「COPY NO.5」と表紙に記されたほうの ENG-160 号には、軍用地関係事務所の12月16日付の受付印と「供覧」の印がある(図30)。ここから、この総括賃貸借契約は法務局土地課で起案され、決裁後、軍用地関係事務所に回されたことがわかる。このように総括賃貸借契約書は、同じ号について「COPY NO.5」と「COPY NO.6」の2つがあるケースが多い 67 。

図29 総括賃貸借契約書の締結について(COPY NO.6)



『総括賃貸借契約書 宜野座村 0160』(R00046497B)3頁

図30 総括賃貸借契約書ENG-160号(COPY NO.5)



同左(R00046496B) 3頁

また、これまでの各布告・布令にもとづく各文書と同様に、総括賃貸借契約書でも一つの号について複数の修正(Modification)が重ねられている。これらの修正の内容は、一つには土地借賃安定法で定める土地の最高借賃の改定にともなう軍用地使用料の改定(増額)である。土地借賃安定法では、最高借賃を5年ごとの7月1日現在で改定することになっており、1963年(昭和38)および1968年(昭和43)に改定されている。これにともない、例えば、総括賃貸借契約書 ENG-160号の場合は、1963年(昭和38)12月23日に修正第2号が、1968年(昭和43)10月25日に修正第3号が出され、賃借料が増額されている68。

^{67「}COPY NO.5」は、琉球政府文書>法務局>軍用地関係事務所>軍用地関係事務所 業務課のシリーズ「軍使用土地の賃貸借契約及び地上物件補償に関する書類」に、「COPY NO.6」は、琉球政府文書>法務局>民事部 土地業務課のシリーズ「米国政府使用土地の賃貸借契約等に関する書類」に含まれている。

⁶⁸ 『総括賃貸借契約書 宜野座村 0160』(R00046497B)、『総括賃貸借契約書 宜野座村 ENG-0160-02 NR-002』(R00034716B)、『総括賃貸借契約書 宜野座村 0160-03』(R00046501B)、いずれも沖縄県公文書館所蔵。修正第2号については、契約書の本文が確認できないが、同時期に出された他の総括賃貸借契約書の修正が土地借賃安定法における最高借賃の改定にともなうものであることから、ENG-160号の修正第2号も同様の修正内容だと判断した。なお、修正第2号の日付は、後の修正号に記載されたものから採った。修正第3号には、「1968年7月1日付有効で1973年6月30日までの5ヶ年の期間に対し、軍使用土地の各地目・等級に対する改定された最高借賃」が1968年8月16日に公表されたとしたうえで、この「最高借賃は当該契約に含まれるすべての土地に対する適当な借賃であり且つ1968年7月1日以降毎年支払うべき借賃として当該契約に正しく反映しなければならない」とある。なお、ENG-160号の一部の土地は、1971年6月17日付の修正第4号によって、同年6月30日で賃借権が終了し、同日から解放されている(『総括賃貸借契約書 宜野座村 0160-04』、R00046503B、沖縄県公文書館所蔵)。

番号	日付	筆	坪/エーカー	賃借料	期間
ENG-160	1961/04/25	3	$153,000 \diagup 125.00$	\$ 1,161.82	1959/03/01-1959/06/30
				\$ 3,427.20	1959/07/01-1960/06/30 \sim
ENG-160-02	1963/12/23	3	$153,000 \diagup 125.00$	\$ 4,590.00	1963/07/01-1964/06/30 ~
ENG-160-03	1968/10/25	3	153,000 / 125.00	\$ 5,661.00	1968/07/01-1969/06/30 ~

表4 布令20号にもとづく総括賃貸借契約書ENG-160号、修正第2号、修正第3号の賃借料の変遷

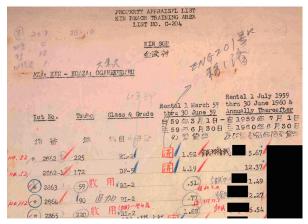
このほかの修正としては、軍用地料の前払いと関連したものがある。例えば、先にみた金武村に対する財産取得要求告知書第 3 号に対応する総括賃貸借契約書 ENG-201 号は、修正第 8 号まで確認でき、このうち 1969 年(昭和 44)9月 2 日付の修正第 7 号には、一部の土地の前払い借賃が同年 6 月 30 日で満期となるため、年間借賃の支払いを 7 月 1 日より再開する必要が生じた旨が記されている。その土地の借賃は契約当時の土地借賃安定法の借賃額にもとづいて換算されており、年間借賃の支払い再開にあたっては、1969 年(昭和 44)7月 1 日現在の最高借賃の算定にもとづくべきだとして、借賃が改定されている 69 。

「総括賃貸借契約書」は、ENG-157 号から ENG-1194 号まで確認でき、同じ号について「COPY NO.5」と「COPY NO.6」の 2 つがあるケースが多く、また複数の修正が重ねられていることから、 簿冊数としては約 5,360 冊という膨大な量が残されている。

3-3-4 収用宣告書

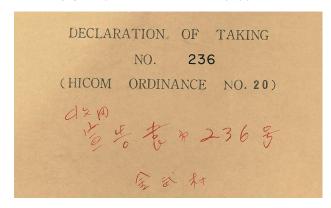
財産取得要求告知書の提出を受けて、琉球政府が土地の所有者と折衝した結果、基本賃貸借契約が結べなかった場合、収用宣告書(英文は Declaration of Taking)が出される。例えば、金武村に対する財産取得要求告知書第 3 号の地番ごとのリスト(添書 A)をみると、地番の左に赤字で契約番号が書かれて「済」のスタンプが押されたところと、契約番号の書き込みがなく「収用」のスタンプが押されたところとがあり(図 31)、後者が所有者と琉球政府との間で基本賃貸借契約が結ばれず収用宣告書が出されたところとなる。対応する収用宣告書第 236 号(図 32)をみていきたい。

図31 財産取得要求告知書第3号の添書A



『財産取得要求告知書 金武村 NR-003』 (R00034535B)10頁

図32 布令20号にもとづく収用宣告書



『収用宣告書 金武村 DT-236』(R00051062B) 2頁

 $^{^{69}}$ 『総括賃貸借契約書 金武村 0201-07』($\mathbf{R}00046432\mathbf{B}$)沖縄県公文書館所蔵

収用宣告書第 236 号(図 33・34)には、次のように記されている。布令 20 号の規定にしがたって、米国は財産取得要求告知書第 3-1 号(第 3 号の改訂第 1 号)を 1959 年(昭和 34)10 月 28 日に琉球政府行政主席に交付し、かつ宜野座登記所と金武村役所に提出・登記して、不定期賃借権の取得要求の通知を行ったが、「琉球政府はアメリカ合衆国に対し本書の記述せる財産を転貸する目的にて、望まれた不動産権の取得をなし得ず、あるいは特種な事情をもつてその取得交渉を始める事ができていない」。よって、1960 年(昭和 35)2 月 25 日、収用宣告書を宜野座登記所ならびに金武村役所に提出し、その写しを琉球政府行政主席に送達する。この収用宣告書の提出によって、米国は添書 A・B に示す財産の 1959(昭和 34)年 3 月 1 日付で有効となる不定期賃借権を与えられる。また、財産取得要求告知書に記されたのと同じ使用料が各筆に対して記され、この金額を不満とする者は、収用宣告書の提出から 60 日以内に琉球列島米国土地裁判所に訴願できること、訴願した者は供託金額のうち 75%を受領する権利があることなども記されている。

図33 収用宣告書第236号

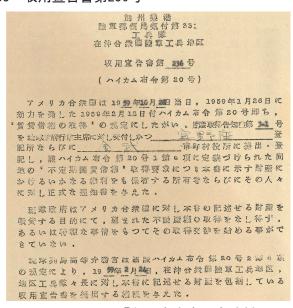


図34 収用宣告書第236号の概括(添書A)

RI	ECAPITULATION OF
	PION OF TAKING NO. 236
収用	宣告警第 2 36 号
	禐 括
Total Tracts:	112
似 华 数	
no se	
Total Tsubo:	37,205.61
総 坪 数	
	2010
Total Acres:	30.40
総エーカー数	
Total Rental Deposit 1 Mar	ch 1959 thru
30 June 1959;	\$ 429.48
1959年3月1日から195	59年6月30日
までの借貸供言	託総額
Rental 1 July 1959 thru 30	June 1960
and Annually Thereafter	\$ 1,249.63
1959年7月1日から196	80年6月30日
までと以後各年	間借賃
FUNDS CHARGRABLE:	
資金內訳:	
15 Jun 59 - 30 Jun 59	21x6875 08 S92-328 (MCA) \$ 429.1
59年6月15日-	(Deposited in Bank of Ryukyus)
	(琉球銀行に供託済)

『収用宣告書 金武村 DT-236』(R00051062B) 4、15頁

財産取得要求告知書第 3-1 号(第 3 号の改訂第 1 号)が対象とするエリアは金武村の 336 筆、 84,940 坪(69.40 エーカー)であったが、このうち 224 筆について基本賃貸借契約が結ばれたうえで総括賃貸借契約が結ばれており、収用宣告書は残る 112 筆に対して出されている。

表5 財産取得要求告知書第3号の対象エリアの契約と収用の別

文書の種類	番号	日 付	筆	坪/エーカー
財産取得要求告知書	NR-003-01	1959/10/28	336	84,940 / 69.40
総括賃貸借契約書	ENG-201	1960/03/09	224	47,734.39 / 39.00
収 用 宣 告 書	DT-236	1960/02/25	112	37,205.61 / 30.40

『琉球要覧 1961 年度』には、1961 年(昭和 36) 4月 30 日時点における軍用地の契約・収用状況 について、契約が 127,797 筆、収用が 6,505 筆で、「軍用地総筆数の約 95%は契約に応じている。 収用されたものは総筆数の約5%に過ぎない」とあり 70 、また、5年後の1966年(昭和41)6月30日時点では、130,821筆(94%)が契約、8,212筆(6%)が収用となっている 71 。財産取得要求告知書が提出された土地のうち、大半は契約によって取得され、収用がなされた割合は低かったことがわかるが、それでも琉球政府文書のなかには布令20号による収用宣告書が201号から518号まで、1,600冊以上残されている。

以上、布令 20 号による軍用地の契約・収用に関する文書として、財産取得要求告知書、基本賃貸借契約書、総括賃貸借契約書、収用宣告書をみてきた。布令 20 号にもとづく琉球政府による軍用地の契約業務は、1959 年(昭和 34)から日本復帰まで 13 年間の長きにわたった。そのなかで作成されてきたこれらの膨大な文書は、米軍が取得した沖縄の土地およびその所有者の膨大さをも感じさせるものとなっている。

4 小括 一琉球政府文書のなかの軍用地に関する文書からわかること

本稿では、講和条約発効後、軍用地の取得に関する USCAR の布告・布令と、それにもとづいて 行われた契約や収用、使用料の支払いに関する琉球政府文書を紹介してきた。主な布告・布令の内容 と、それに紐づく琉球政府文書を取り上げた第2章および第3章の内容を簡単にまとめておきたい。

第2章は、布令91号から「島ぐるみ闘争」まで、1952年(昭和27)から1956年(昭和31)までである。USCAR はまず、布令91号で「契約」による賃借権の取得と使用料の支払いを試みたが、これが成功しなかったことから、布令109号によって強制的に賃借権を取得できるようにした。また、布令105号で、1950年(昭和25)7月1日から講和条約発効前までの賃貸借契約と使用料の支払いを行い、さらに布告26号で、米軍が使用・占用している土地には「黙契」が成立していると宣言し、講和条約発効後の使用料の支払いを行った。ともに1953年(昭和28)に公布された布令109号および布告26号によって、講和条約発効後の土地の使用や収用についてUSCARは法的な根拠づけを完了するが、布令109号にもとづく強制収用は、土地の所有者にとどまらず広く沖縄社会の反発をまねき、また布告26号による「黙契」は、土地の所有者の意思を何ら問わないものであった。さらに翌54年、それまで毎年支払われていた軍用地の使用料を一括払いするとの方針をUSCARが発表すると、「軍用地問題」は沖縄社会における大きな争点となる。沖縄側はUSCAR ひいてはワシントンの米国政府との折衝でその解決を試みるが、沖縄側が要望するいわゆる四原則がプライス勧告において反故にされたことで、「島ぐるみ闘争」へとつながっていくのである。

この間、琉球政府が行った軍用地に関する業務は、琉球政府文書に残された各文書からみてとることができる。布令 91 号にもとづき、琉球政府は土地の所有者と賃貸借契約を結び、それを米国に転貸した。また、布令 105 号で講和条約発効前の土地の使用料が支払われた際も、その支払いを代行したのは琉球政府であり、使用料を受領したことを示す「領収証」の宛て先は琉球政府行政主席となっている。布令 109 号で強制収用された土地についても、所有者と琉球政府との間で結ばれた賃貸借契約が残されている。そして、布告 26 号で「黙契」の成立が宣言されたことにともなう講和条約発効後の使用料の支払いも琉球政府が代行していた。

次に、第3章では、1957年(昭和32)の布令164号による一括払いの強行から、沖縄側の反発の高まりを受けて米国による軍用地政策の修正がなされ、布令20号によって軍用地の使用・収用の

⁷⁰ 琉球政府計画局広報課『琉球要覧 1961 年度』(1962 年) p.122、pp.126-128

 $^{^{71}}$ 『資料綴(軍用地関係)(2)弁務官への説明資料』(R00031330B)沖縄県公文書館所蔵、p.12

制度化がはかられるまでを取り上げた。「島ぐるみ闘争」と呼ばれる軍用地政策に対する沖縄社会の強い反発にもかかわらず、1957年(昭和32)1月、USCARは新規接収と一括払いは米国の最終方針であると発表し、続けて2月、布令164号を公布した。このなかで米国が沖縄の土地について取得できるとした3つの権利のうち、限定付土地保有権は使用料の一括払いを行うものであり、沖縄社会の反発をさらに強めることになった。こうしたうねりは第4回立法院議員選挙において、親米の立場をとる政党の大幅な議席減という結果を生み、ここにきて米国はようやく軍用地政策の見直しに着手する。そして、ワシントンへの2度目の代表団の派遣、現地沖縄における折衝などを積み重ねた結果、1958年(昭和33)、新土地政策が策定され、一括払いは廃止となった。新土地政策は1959年(昭和34)2月公布の布令20号によって実施され、以後、日本復帰にいたるまで布令20号によって軍用地の使用・収用が行なわれる。

琉球政府は、布令 164 号による軍用地の契約や収用にともなう使用料の支払いはもちろん、布令 20 号によって米国による軍用地の取得が制度化されて以降は、所有者との間で基本賃貸借契約を結び、次に米国との間で総括賃貸借契約を結ぶことで、それらの土地を米国に転貸する役割を 1972 年 (昭和 47) の沖縄の日本復帰まで担い続けた。

それでは、ここまでみてきた琉球政府文書における軍用地の契約や収用にかかわる文書を通じて、 どのようなことがわかるだろうか。はじめにも述べたように、本稿は、これらの膨大な文書について、 まずはおおまかな見取図を描くことを目的とするもので、琉球政府が行った軍用地に関する業務およ びその過程で作成・収受された文書の全容を明らかにしたものではない。そのような限界をふまえた うえで、これらの文書からわかることやその意義をいくつか述べたい。

第一に、個別の土地(地番)や字・小字といった特定のエリアについて、米国による使用権の取得がいつ、どのように行われたのかを具体的に知ることができる。どの布告・布令にもとづく権利の取得か、所有者との協議による契約⁷²となったのか、そうではなく収用によるものだったのか、どのエリアが限定付土地保有権に切り替えられたのかなど、各土地が「軍用地」となっていった個別具体的な様相がわかるのである。各土地に対して支払われた使用料についても、米軍によって当初設定されたものから、訴願による裁定額、その後の更新(増額)されたものまで、文書がそろえば順に追うことができる。また、本稿ではほとんど取り上げることができなかったが、いちど軍用地とされた後に解放された土地についても知ることができる。

第二に、根拠となる布告・布令ごとの文書(簿冊)数をみると、布令 20 号にもとづいて作成されたものが突出して多く(表 6) 73 、新土地政策による「軍用地問題」のいちおうの「解決」後の軍用地について、多くのことがわかる。筆者にとっての「軍用地(問題)」のイメージは、1956 年(昭和 31)を中心とするいわゆる「島ぐるみ闘争」に象徴されるものであったが、1950 年代末から 1972 年(昭和 47)の日本復帰までの間に作成された、軍用地に関する膨大な琉球政府文書の存在は、「島ぐるみ闘争」の後に目を向けることの重要性を問いかけているように思われる。当然のことであるが、「軍用地問題」の「解決」とは、軍用地がなくなることを意味するものではない。米国による沖縄の土地の使用・収用はその後も続いたのであり、布令 20 号に紐づく膨大な文書を通じて、1950 年代末以降の軍用地のあり方を検討することができる。

⁷² ここでいう「協議による契約」とは、所有者が米国に土地を使用させることを承諾・納得していたという意味ではなく、あくまで手続き上のものである。

⁷³ 脚注 12 でも述べたとおり、表中の簿冊数は、現時点で所蔵が確認されている暫定的なものである。また、今後の 目録整備やタイトル修正などによる変動もありうる。

表6	講和条約発効後 <i>0</i>	田田地に関す	ス布生 布会	に紐づく	主た☆聿
4X U		/ 	~>111 □ ·111 □	1~小川 ノ \	T /4 X =

布告•布令	公布日	布告・布令に紐づく主な文書	簿冊数	備考
布 令 91 号	1952.11.01 1952.08.01 施行	土地賃貸借契約書	98	布令 109 号で収用したものなど を一部含む
布令 105 号	1953.03.23	布令 105 号領収証	497	個人情報多い
布令 109 号	1953.04.03	収用告知書 布令 109 号	4	
		収用宣告書 布令 109 号	81	
布 告 26 号	1953.12.05	確認証及び使用料供託	1,087	
布令 164 号	1957.02.23	収用告知書 布令 164 号	70	
		収用宣告書 布令 164 号	46	
布 令 20 号	1959.02.12	財産取得要求告知書	1,484	
	1959.01.26 施行	基本賃貸借契約書	1,007	個人情報多い
		総括賃貸借契約書	5,373	
		収用宣告書	1,659	

第三に、本稿で取り上げた軍用地に関する琉球政府文書は、米国の軍用地政策において琉球政府がはたした役割の大きさを浮かび上がらせる。軍用地というと「沖縄住民 対 USCAR (米国)」という構図を思い描きがちであった筆者にとっては、このような類の文書が琉球政府文書のなかに膨大に残されていることそのものが驚きであったし、これらの文書を目の当たりにするまでは、軍用地の所有者が諸々の手続きの際に相対していたのは、USCARではなく主として琉球政府(職員)であったということについては考えが及ばなかった。軍用地政策において琉球政府がはたした米国の代行者としての役割は、もちろん琉球政府が好んで担ったものではないが、統治者である米国・USCARにとっての琉球政府の存在意義やその「活用」の方法について、あらためて考えさせるものだといえよう。

次に、軍用地に関する USCAR の主な布告・布令に直接紐づく文書を対象とした本稿では扱えなかったものの、琉球政府文書における軍用地に関する文書を用いて、今後深めていくべきと思われる点について簡単に述べたい。一つ目は、琉球政府の軍用地関係事務所やその前身組織の具体的な業務の内容やその変遷である。職務記述書や各種例規、日誌、復命書などを使って、より詳細な業務やUSCAR とのやりとりをみていけば、「島ぐるみ闘争」後の軍用地(問題)、米国の軍用地政策において琉球政府がはたした役割といった先述した主題がより鮮明になるだろう。二つ目は、市町村が担っていた役割である。琉球政府は、軍用地使用料の支払い業務を関係市町村に委託しており、また軍用地料の前払いの申請も市町村が窓口となっていた。こうした市町村の役割を明らかにし、琉球政府の役割とあわせて検討することで、軍用地政策の遂行にあたっての米国・USCAR >琉球政府>市町村という重層的な構図がみえてくると思われる。

最後に、「軍用地問題」の「解決」により、それまでよりも増額された軍用地料が沖縄社会に還流していくことになるが、そのことが人々の暮らしや社会・経済にどのような影響を与えたのか、『琉球のあゆみ』 1960 年 2 月号に掲載の「全琉貯蓄運動について」のなかに次のような一節がある。「軍用地問題が解決して、軍用地料の 10 年分前払いなどで、多額の金が放出されることになりました。政府の予測では、60 年度(1960 年 6 月迄)内に 1,700 万ドルくらいの軍用地料が放出されるみこみです。従来はせいぜい年間 500 万ドルていどであつたので、これで相当な通貨膨張になるおそれがあるわけで、この金をほつておけば惰性的に消費面にながれてしまうから、生産面に活用すること

を考えよう、ということになりました。ここから、このたびの貯蓄運動に発展したのであります」 74 。「島ぐるみ闘争」、「軍用地問題」が「終結」、「解決」した 1950 年代末から 60 年代にかけての時期は、米国による沖縄統治や沖縄社会の転換点にあたる。米国の統治政策が修正され 75 、外資導入や通貨切替えが行われ、長期的な計画にもとづく経済開発が進められる沖縄型高度経済成長期 75 へと入っていくが、1950 年代末以降の軍用地については、このようなより大きな文脈に位置づけて検討することができるだろう。

おわりに

はじめにも述べたように、本稿で取り上げた琉球政府文書のなかにある軍用地の契約や使用料の支払いに関する文書は、琉球政府文書デジタルアーカイブである程度、網羅的に利用できるようになっており、今後の活用が期待される。その全体像の解明や、他のさまざまな資料群との関係性の把握など、今後取り組むべき課題は多いが、琉球政府文書のなかにこうした文書があることをまずは知ってもらい、この膨大な文書をひもとくにあたって参考になるような見取図を描くことを本稿の目的とした。昨今、沖縄戦に続いて、戦後についても市町村史の編纂や研究書の刊行といった調査研究が進んでいる。土地という若干デリケートな部分を含むものの、国有地が多い本土の軍用地(米軍基地・施設使用地)に対して、私有地や公有地が多いという事実そのものが、本稿でみてきた米国統治下における土地取得に起因する沖縄の軍用地の特徴でもある。各市町村における軍用地取得の具体的な様相や、1950年代以降の沖縄社会・経済と軍用地(問題)とのかかわり、また米国の統治政策やそこにおける琉球政府の役割など、さまざまな視角から戦後沖縄史を掘り下げていくために活用してもらえればと考えている。

沖縄県公文書館では、2022年(令和 4)2月から企画展「軍用地政策の変遷」を開催する。①旧日本軍による軍用地取得(1941-1945)、②米占領者の軍用地取得(1945-1952)、③米統治者の軍用地取得(1952-1972)、④本土復帰と軍用地移管(1972.5.15)の4つのセクションで、沖縄における軍用地政策の変遷を通覧できる展示となっており、本稿で扱った内容は3つ目のセクションに位置づく。復帰後まで時間軸を伸ばしてみると、本稿でみた米国の軍用地政策の代行者としての琉球政府の役割は、復帰後、日本政府に引き継がれることになる。その意味で、米国統治下の軍用地政策は、現在の沖縄社会における「軍用地(問題)」ともつながっているのである。

⁷⁴ 『琉球のあゆみ 通巻 15号(第3巻2号)やさしい政府だより 1960年2月号』(G00022428B) 沖縄県公文書館 所蔵

⁷⁵ 櫻澤誠『沖縄現代史』(2015年中央公論新社)